

令和7年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年3月10日（月）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	3月10日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美登利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	（ 欠 員 ）	10番	富 田 さとみ
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 策 推 進 室	室 長	小 島 昌 己	政 策 推 進 課 長	丹 羽 修 治
		ふ る さ と 振 興 課 長	太 田 圭 介		
	総 務 部	次 長 兼 税 務 課 長	鈴 木 孝 治	安 心 安 全 課 長	森 実 央
		総 務 課 長	藤 下 真 人		
	民 生 部	部 長	不 破 生 美	住 民 課 長	戸 谷 政 司
		保 険 医 療 課 長	後 藤 雅 幸	健 康 推 進 課 長	小 澤 有 加
		介 護 支 援 課 長	松 井 智 恵 子	こ ど も 福 祉 課 長	飯 田 陽 亮
	産 業 建 設 部	部 長	肥 尾 建 一 郎	次 長 兼 ま ち づ く 推 進 課 長	福 谷 光 芳
		土 木 農 政 課 長	東 方 俊 樹		
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光		
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 次 長	舘 林 久 美
		生 涯 学 習 課 長	佐 々 木 淑 江	教 育 課 長	兼 岩 英 樹
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
1	多 田 陽 子	おひとりさまの老後について……………	70
		子育て政策について再度問う……………	81
2	飯 田 雅 広	トイレカーの積極的な導入を……………	90
3	板 倉 浩 幸	国民健康保険・マイナ保険証について……………	96
4	山 岸 美登利	学校の危機管理と安全対策の取組みについて……………	107
5	石 原 裕 介	防災対策について問う……………	119
6	三 浦 知 将	まちの魅力創出について……………	129
7	富 田 さとみ	災害時の医療体制について……………	139

○議長 水野智見君

おはようございます。

令和7年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中に本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可しました。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込み許可をしています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いします。

傍聴される皆さんにもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は、電源をお切りいただくか設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いします。

一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、石原裕介君から提出されました本日の一般質問の際の参考資料を配付していますので、お願いいたします。

総務部長より、今定例会会期中、欠席したい旨の申出がありましたので、これを許可しました。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可します。

質問1番 多田陽子さんの1問目「おひとりさまの老後について」を許可します。

多田陽子さん、質問席へお着きください。

○1番 多田陽子君

1番 多田陽子です。おはようございます。

通告書に従って、1問目の「おひとりさまの老後について」を質問させていただきます。

おひとりさまとは、単身で暮らしている人を指す言葉です。独身者のほか、配偶者との死別や離別をした人、子供と同居せずに暮らしている人も含まれます。ですが、私は、いわゆる身寄りのない方を示して使わせていただきます。

高齢化や老後については、誰しもが不安を抱えていると思いますが、特におひとりさまの老後についてはそうなのではないか、おひとりさま本人ももちろんのこと、縁が薄くなってしまった身内におひとりさまがいる場合や近所にいる場合など、自分自身がおひとりさまではなくとも決して他人事ではないということに気づき、今回質問させていただきます。

蟹江町の第5次蟹江町総合計画（後期基本計画）策定支援業務委託基礎調査編報告書（案）によりますと、2020年には蟹江町の人口は3万7,000人を超え、過去35年間で最も人口が多くなりました。世帯数も増加していますが、1世帯当たりの人数は減少傾向にあります。また、今後は蟹江町でも人口減少傾向になります。高齢化や核家族化に伴い、割合的にも高齢者の単独世帯が増加しています。

2020年の蟹江町の60歳以上の単独世帯を表しますと、60代で618軒、70代で780軒、80代以上で607軒です。合わせて2,005軒、つまり2,005人のお独りで世帯を組まれているということです。

世帯とは、法律的には住民票が同じで生計を共にしていると1世帯として扱われることが基本ですので、世帯を分けているだけで2世帯が同じ家で暮らしている数も含まれてはいるのでしょうが、住民票上としては2,005人が蟹江町内でお独りで住まわれているということになります。もちろんその中から介護施設等への入居や住民票をこちらに残したまま子供だけがほかの市町村へ移り住み、住民票上は独り世帯になっていないケースもあるかとは思いますが、約3万7,000人の中の約2,000人が高齢者の独り世帯ということが事実として発表されています。

国内に目を向けると、2004年の婚姻数は50万組で、戦後2番目の少なさだそうです。また、男性の3割近くが生涯未婚の可能性があると発表が昨年度なされました。

そこで最初の質問です。

蟹江町における婚姻数とその年齢はどのようになっているのでしょうか。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問いただきました婚姻数とその年齢についてお答えさせていただきます。

蟹江町で婚姻届を受理した件数につきましては、令和5年度、令和5年4月1日から令和6年3月31日までで175件、令和6年度につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日現在（注：P80に修正答弁あり。）でございますが、126件となっております。なお、年齢につきましては、詳細な統計を取っておりませんので分かりかねる状況でございます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

婚姻届は提出先が自由なので、一概に蟹江町民がと言えないのですが、当町でも婚姻数は

長期的に見て減少傾向にあり、15年ほど前からは200組前後、コロナ禍以降のこの5年では190組を下回っていると資料にもありました。いわゆる結婚適齢期を過ぎて高齢でも結婚するような風潮があればおひとりさまが減るかとは思いましたが、それでも婚姻数自体が100組台ですから、高齢者の婚姻は数パーセントとすると、全体数からしても5組10人ほどでもあれば御の字かなという気もしますので、おひとりさまへの支援として行政が高齢者の婚活に取り組むよりはグループホーム事業を考えるほうがより現実的ですし、熟年離婚ならぬ熟年結婚がブームにならないかなと期待しようかと思います。

さて、話を戻しまして、先ほどの報告書によると、2025年の予測値で65歳以上の割合が蟹江町では26.5%となっています。2年前の全国の高齢者の割合は29.6%となっていますので、蟹江町は低いほうではあると言えるでしょう。また、海部管内で見ても、蟹江は大治町に次いで比較的高齢率は低いようですが、では、高齢化が進む中、蟹江町においてはどのような問題が今後発生すると見込まれていますか。

○介護支援課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました高齢化が進む中、蟹江町において今後発生すると見込まれる問題についてお答えをします。

高齢化が進むとともに、生産年齢人口が減少することが見込まれており、労働力不足、介護の担い手不足が懸念されます。また、高齢者の増加により、認知症の高齢者が増えることが見込まれております。

一方、高齢化のほか、核家族化、未婚、離婚率の増加等により、独り暮らしの高齢者や身寄りのない高齢者が増え、人と人とのつながりが希薄になることで、蟹江町においても日常におけるちょっとした困り事を助けてくれる人がいない高齢者が増えることも考えられます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

普遍的といいますか、一般的な課題が挙げられたように思います。確かに蟹江は、日本国内の平均的といいますか、大都会でもなく、とてもとても田舎というわけでもなく、ほどよい栄え具合で、買物にとっても困ることもなく、私の出身の神戸から比べると、坂がない分歩きやすく自転車移動もしやすい地形ですし、徘徊しても山に迷い込む心配もありません。強いて言えば、川に落ちる、そんな心配を気をつけることでしょうか。ですので、高齢化に対する対策についても、一般的なところで講じていただくのが蟹江町においても正解にたどり着きやすい道筋かもしれません。ですが、今答弁いただきましたように、おひとりさまに対しては、蟹江町に限らず問題はさらに複雑化していきます。

では、高齢者の中で、いわゆる身寄りのない方はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。行政は身寄りのない高齢者、おひとりさまの実数は把握できるのでしょうか。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問いただきました身寄りのない高齢者の実数の把握についてお答えをさせていただきます。

町では、個人の家族構成等の情報につきましては把握することができないため、身寄りのない高齢者の実数については把握することは難しい状況でございます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

実際そうだろうなと思います。戸籍や住民票から分かること以上の、例えば親族との付き合いがどうかとか、個人情報保護の観点からしても、その2,000人に対して役場が一人一人確認して回らないと実態は把握できませんし、突然病気をしたり、突然配偶者に旅立たれたり、2,000人は日々状況も対象者自体も変わっていくので、徹底的に短期間で洗い出し、さらに繰り返す必要がありますから、とてもとても難しいことだと思います。

ただ、高齢者のおひとりさまが直面するであろう課題を考えてみますと、例えば搜索願が出されないで、事故やトラブル、自殺者の身元が分からない、住居を貸してもらえない、葬儀を取り仕切る人がいない、土地の相続が難航するなどが挙げられます。

その中で、私が昨年経験したことですが、高齢ドライバーに車をぶつけられました。先方が中央線をこちら側にはみ出してきて、私の車の右側を大きく傷つけていきました。驚くべきことに、後部座席のドアが開きっ放しのまま走っていた上に、ぶつけた事実も先方は認知できていませんでした。そのときに、高齢ドライバーに家族が運転免許証の返納を求めることに苦労すると言われていますが、おひとりさまだと免許証の返納や運転をやめるよう促してくれる家族がいないのだという事実気づき、これは今後とても恐ろしい時代が来るかもしれないと感じました。

くだんの事故では、こちら車に乗っていたからけがなく済みましたが、もしも生身の人間とぶつかっていたらと考えると血の気が引きます。その人にしても、運転さえしなければ事故をすることも損害賠償を抱えることもなかったわけで、ではどうすればもう運転しないようにできたのかと考えたところ、周りが気づくしか方法がなかったのではないかと結論を出しました。となると、本人の異変に気づけるのは、身内でないなら隣近所の地域の人となります。

ここで、地域ということで、民生委員について紹介します。町のホームページから一部引用しますと、民生委員・児童委員は、町内会や区などの地域から推薦され、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の特別地方公務員であり、社会奉仕の精神をもって活動する民間ボランティアです。活動内容は、地域住民である皆さんと同じ立場で相談に乗り、必要であれば福祉制度や子育て支援サービス等を受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たしています。地域で起こり得る問題について、行政や専門機関と連携しながら、困っている人と適切な機関とをつなぐ重要な地域のパイプ役となって問題解決に当たっていますとありました。

相談できる内容にも載っていました。生活に困っている、心身に不安がある、高齢者の介護や世話について相談がしたい、独り暮らしでいざというときに不安がある、子育てのことで相談したい、福祉の制度など様々な支援サービスについて知りたいなどです。

つまりは、民生委員は、相談を受けてつなぐ人であり、私の求めている気づける人、見つける人ではないわけですが、それでも本人でなくても地域の人が異変に気づいて相談をし、民生委員が駆けつけてくれて、しかるべき場所につないだ話はたくさん聞きます。

民生委員は地域の困っている人にとってかけがえのない役割を担っているわけですが、今、全国的に民生委員の成り手不足は問題視されています。本来、民生委員は75歳未満と基準を設けていますが、全国の主要自治体の5割がそれを上回る年齢で独自の基準を設けています。では、蟹江町では民生委員の成り手不足に対してどのような認識でしょうか。

○住民課長 戸谷政司君

民生委員についてのご質問をいただきました。

町におきましては、民生委員につきましては、3年に1度の一斉改選の年に、各年度の当初に実施されております嘱託員会にて嘱託員の方々に地域より候補者の推薦をお願いさせていただいている状況でございます。地域によりましては人選が厳しい状況であると認識しておりますが、引き続き地域の実情を把握している候補者の推薦をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

人選が厳しいとのことですが、では、民生委員の業務にまつわることで、ほかに最近起こり始めたという問題事例はあるのでしょうか。それに対して解決策は見いだせていますか。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

民生委員の業務にまつわることで大きな問題となっている事案については認識しておりません。

しかしながら、民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域住民である皆さんと同じ立場で相談に乗り、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を担っており、近年は相談内容が多様化して様々な制度に関する知識が必要となってきた状況でございます。

民生委員児童委員協議会では、月1回開催の定例会等におきまして、委員活動に関する情報交換をはじめ、民生委員児童委員協議会の自主活動の企画に関する話し合い、福祉事務所や関係行政機関との連絡調整や情報伝達をするとともに、委員への研修等を定期的に行うことで、より専門的な知識の習得を目指しております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

特段大きな問題はないとのことで理解しましたが、そうするとやはり成り手不足が問題として挙げられるかなと思います。高齢者が増え、おひとりさまも増加の一途をたどっています。また、ひとり親家庭の増加、若年層の貧困化もある中、民生委員が相談に乗らなければならない人は今後どれほどの勢いで増えていくのでしょうか。

一方で、今や定年後も働き続け、70代でも働いている人は少なくありませんので、年齢の基準を緩和したとて、民生委員の成り手と業務のバランスはもはや崩れつつあり、残念ながら負のスパイラルに入り始めたといっても過言ではないでしょう。民生委員の方にお伺いしたところ、それに加えて個人情報保護法が活動をさらに苦しいものにしているとおっしゃっていました。

行政は、必要だとは分かりつつも個人情報に当たるから言えないことを多々抱え、民生委員は知り得た情報を行政やしかるべき機関以外、つまり地域の方々とは共有・連携を取ることが難しい、もちろん本人の了承があればできますが、隠したがる人は多いものです。

けれども、病気の早期発見と同じく、どうしようもないところまで進む前に手を差し伸べることがとても重要で、それができれば本人にとってももちろん耐え難い苦しさを味わわずに済むわけですが、周りにとっても急な対応に迫られず、時間をかけて対応することができます。

蟹江町のある団体に、同じ会員の独居の方のところに定期的に訪問をして健康状態をはじめお話を伺っているという人たちがいます。それらは全てボランティアでなさっています。小規模で同じ考えを持った団体の会員内だからできるとてもすばらしい活動です。ただ、町内会規模の団体となると到底無理だと思いますし、その団体も会員の高齢化が進み、いつまで続けられるかという課題が常に付きまとっているそうです。

私は、いつも町内会の維持のために運営に行政がもっと関わってほしいと申し上げていますが、同じく民生委員の活動内容にも積極的に行政が関わらなければ、いえ行政が担うくらいでなければ、遠くない未来に破綻してしまうのではないかと危惧しています。実際、民生委員の役割を社会福祉協議会に業務委託している市町村が増えつつあるそうです。

第5次蟹江町総合計画の前期基本計画の振り返りシートの中の地域福祉生活困窮対策の積み残した課題・新たに対応が必要なことの欄に、重層的支援の必要性が挙げられています。町に寄せられる問題が年々複雑化・多様化しているため、課を横断し、重層的・包括的に対応できる体制を整えていく必要があるとありますので、さらなる検討をここでお願いします。

さて、先ほど申し上げました気づく人、見つける人についてですが、行政だから見つけられることもあるのかなと気になったことがありますので、2つ質問させてください。

まずは、低所得者世帯支援給付金についてです。

ただただ給付するだけではなく、給付に際してお話を聞くこととセットで給付できればど

うだろうかと考えました。とはいえ、数千件となかなかの件数がありますので、生活の困窮に対してスピード感が大事ですから、それを考えるとどうなんだろうなとも思います。

では、給付金の非申請者の場合はいかがでしょうか。認知症が始まったとか病気で動けないとか、何か問題を抱えているから申請できないのではという事情があるのではと考えますが、低所得世帯支援給付金の非申請者への対応はどうなっているのでしょうか。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問いただきました低所得世帯支援給付金の非申請者への対応ということでお答えをさせていただきます。

低所得世帯支援給付金につきましては、2月14日付で対象世帯に対して支給のお知らせ、こちらについては振込をいついつしますというお知らせを2,639世帯、支給要件確認書を411世帯に送付をさせていただきました。このうち、支給要件確認書を送付した411世帯につきましては、申請期限である4月30日までに申請手続きをしていただく必要がございますので、4月に入りまして申請がまだの世帯に対しましては、再度ご案内を送付してお忘れではないかというところで再勧奨を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

では、続いて、同じく、何か事情があるから滞納してしまっているのか、高齢者の税金滞納者についての対応はどのようになっていますか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました高齢者の税金滞納者への対応についてお答えいたします。

令和5年度における町税の収納率は、現年課税分と滞納繰越分を合わせて98.6%となっており、ほとんどの住民の方に納期内納付をしていただいているところです。

このような中で、税金を滞納されている方への対応としましては、督促状をはじめ、未納のお知らせや電話催告により払い忘れている旨をお知らせしております。それでも納付されていない方に対しましては、納税催告書や差押執行予告書を送付し、納付または納税相談をするように促しております。納税相談の際には、まずは一括請求をしますが、相談内容によっては、実情を考慮し任意の分割納付を認めております。

今回のご質問は、高齢者への対応であります。年齢にかかわらずそれぞれの実情に応じて対応しておりますので、高齢者であることを理由として特別扱いはしておりません。しかし、滞納整理事務を行っている上では、高齢者のほうが実情は苦しいのではないかと感じております。

また、納税相談の際に生活困窮であることが判明した場合には、本人の了承を得てから住民相談係におつなぎする場合があります。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

そうですね、実情ですね、個別に考えてきちんと対応してくださっているということで安心しました。積み残した課題・新たに対応が必要なことに、課を横断し、重層的・包括的に対応できる体制を整えていく必要があるとの表記をいま一度引用しますが、今後に向けた課題としてさらにお願いします。

なお、先ほど紹介した交通事故の件では、賠償をしていくに当たり、包括支援センターの方が入り、賠償していくスケジュールやその他もろもろの話、お金の話なども包括的に相談に乗り、生活の立て直しを導いてくれることになったとおっしゃっていました。

今後、判断能力がおぼつかなくなったおひとりさまが増えて、もしも本人が気づかずして免許の更新をしていなかったり、車検を通し忘れていたり、自賠責保険に入っていない車で事故を起こしてしまったら、それで、もし子供が命を落としたらと考えると、高齢ドライバー問題には徹底的に取り組みたいと思いました。

ただ、これは、1つの町の行政でどうにかなる問題ではないですし、確かに一人一人の高齢者の抱える事情は千差万別で、担当課がその都度動けば当然別の業務に遅れが生じてしまいますので、あんばいが難しい問題です。

今までの流れを総合的に見ると、行政的にはやはり、見つけて気づいてではなく、相談に来たのスタンスが一番効率的で広く平等にサービスを提供できるとの答弁だと理解しました。ならば、相談しやすい、申出がしやすい環境を整えることがこれからも引き続き行政にできることと思いますが、最後に、必要な情報を適切に集めたり、理解、活用できない人を指す情報弱者についてお尋ねします。

包括支援センターの方に伺いますと、おひとりさまは特に、どのような支援があり、自分はどのような支援が受けられるのかが分からずに困ってしまっている人が多いそうです。エンディングノートが町でも配られていますが、そういったことを書くことはもちろん、存在すら知らない方も少なくありません。では、今、行政としては、情報弱者について、相談の入り口を分かりやすくする方法は考えられていますか。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

相談窓口につきましては、庁内の窓口、社会福祉協議会等の関係機関と連携を密にすることで、相談者が真に必要なとしている相談や支援につながるよう、より多職種との連携を強化して対応できる体制の構築を進めているところでございます。

また、情報弱者に対しましては、相談できる窓口等の情報を広く周知していくことで、周りからの情報提供により、相談につながる環境の構築を目指してまいりたいと考えております。

なお、令和7年4月1日より、組織改編によりまして、住民課にある住民相談係を現在の介護支援課へ移管いたしまして、課名を新たに介護福祉課に変更させていただき、高齢者や生活困窮に係る相談窓口を一元化して、より効率的に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

情報の提供の仕方は、ここ数年で大きく変わりました。テレビ番組のコマーシャルよりもユーチューブやインスタグラムなど、インターネット上のみで宣伝をして大きくなった企業が増えています。そういった企業は、今は比較的若い世代がターゲットですが、高齢者がスマホを所有している姿は珍しくなくなってきています。

デジタルツールを蟹江町もさらに力を入れていくのだろうと考えていますが、インスタグラムを見ていると、見たくもないのに流れてくる情報もあり、受け身でいても入ってくるようなツールを活用するのもよいかもしれません。

一方で、アナログな方法でいいますと、給付金等の申請用紙を送る際に、こういったお困り事があつたらぜひここに連絡をと、もっと積極的に案内してみる方法もあるかと思います。既に母子手帳の受け取りの際には、子育て時のSOSの連絡先が同封されていたり、入学説明のときには、就学援助制度の案内が入っていたりします。その人にとって必ず目の通すところ、それに併せて案内をすると効果的なんだなと感じる事例です。

包括支援センターの方と話をしていると、中にはいろいろと面倒な高齢者もいらっしゃるそうです。なのに、もっと早く関わることができたらもっとよく助けてあげられるのという言葉を聞くと、自分の仕事が楽になるためにではなくて、その人のために頑張ってくれているんだなと感動しました。では、私に何ができるだろうと考えたとき、行政に伝え、この先こういった問題を抱えることになるであろうから、みんなで考えようと住民に伝えることなのだなと思いました。

先ほど住民課長の答弁にもありましたが、本人でなくとも、疎遠になった身内からでも、あらかじめ何かとつないでおくシステムが今後整えられていくかもしれません。また、日頃から意識しておくとも目にも留まりやすくなるものです。

では、最後に、副町長に総括としてお尋ねします。

高齢化や老後については、誰しもが不安を抱えていると思います。行政だけではなく、地域ぐるみで蟹江町の目指すべきところといいますか民生委員の成り手不足も含め、蟹江町の目指すべき姿を教えてください。

○副町長 加藤正人君

それでは、私から、総括的にご答弁をさせていただきます。

まずは、民生委員の皆様には日頃から本当に大変熱心に高い志を持って活動をしていらっ

しやることに私からも感謝を申し上げたいと存じます。質問にもありました後期基本計画の基礎調査によりますと、蟹江町の65歳以上の高齢者人口は、2020年では9,473人、ピークの2045年には1万1,197人と約1,700人の増加が見込まれております。この間、総人口では約3,300人の減少ということで、高齢者が1,700人増えて高齢者以外の人口は約5,000人の減少という、20年先にはそういう社会が迫っているということでございます。

そうした中で、高齢者がこれからも安心して暮らせる蟹江町をつくるために大きく3つのポイントがあるんじゃないかなというふうに私は思っております。

1つは介護でありまして、介護が必要な場合に適切な介護が受けられるよう、介護保険制度がこれからもやっぱり健全に維持されていくということが大切であるというふうに思っております。制度自体は国の役割でございますけれども、町としても介護保険財政の健全化、適切な介護認定、あるいは介護サービスの維持などに努めてまいりたいと思っております。

それから、2つ目は、今日の質問のテーマであると思いますが、高齢者の生活上の様々な問題、困り事への対応でございます。先ほど分かりやすい相談窓口をとというご指摘もありました。また重層的支援の必要性の指摘もございました。それぞれ答弁のとおり進めてまいりたいと思っておりますが、一方で、人口減少の中で、行政も人材の確保等限界があるということも事実でございます。

自助・共助・公助という、防災以外では以前ほど聞かなくなりましたが、自助・共助・公助という考え方があります。個人や家庭で解決できない場合は地域やボランティア団体等で、それでも困難なケースは行政や専門機関でというように、段階に応じて役割分担をしていかないとこれからの超高齢化社会は乗り切れないのではないのかなというふうに思っております。そうした考え方も念頭に、それぞれ取組を進めていきたいと思っているところでございます。

それから、3つ目が健康寿命の延伸、高齢者が元気で長く活躍できるまちづくりであります。介護予防、フレイル予防という面はもちろんでありますけれども、それだけではなくて、やはり高齢者が健康を維持し、仕事でも社会活動でもできるだけ長く活躍する社会をつくっていかないと、地域はもとより国全体が成り立たないんじゃないかなというふうに思っております。健康長寿のまちづくり、あるいは住むだけで健康になるまちづくり、あるいは生涯活躍のまちづくり、日本版CCRCとも言われていますけれども、そういったまちづくりに取り組む自治体もございます。

また、もう少し視野を広げると、高齢者や障害者、若者などがごちゃ混ぜに暮らすシェア金沢というまちづくりの例もあります。シェア金沢は、昨年、町の民生・児童委員の皆様が研修で視察に行かれたというふうに伺っております。私自身もまだ勉強段階でありますけれども、将来、健康長寿、生涯活躍という視点で何か取り組めたら取り組んでいきたいなというふうに、これはまだひそかに思っているところでございます。

すみません、少し長くなりましたが以上でございます。

○1番 多田陽子君

丁寧な答弁ありがとうございます。

今の答弁を聞きながら、私の個人的な話ですが、お向かいに住んでいる90代のおじいちゃんのことを思いました。そのおじいちゃんは、毎朝もう5時台に起きて散歩をされているそうで、90代なのにもう朝の段階で6,000歩とか何千歩ってすごい数を歩かれているようです。それに、私が朝、一番下の子を幼稚園のバスに連れて行くときに、そのおじいちゃんが私がばたばたしているとき代わりに手をつないでバス停で一緒に待っていてくれるというように、子育てを手伝ってくれる、そんなすばらしい方がご近所にいらっしゃいます。まさに本当地域ぐるみで、高齢者を支えるだけでなく高齢者にも支えてもらう、高齢者と共に生きるというのがこれからの蟹江町だけでなく日本の課題かなということ、その話を思い出しながら今の答弁を聞きました。蟹江町はとてもすばらしいところだと思います。

ただ、やはり先ほどありましたように、高齢者が1,700人増えて、高齢者以外が5,000人減るという、そのような現実を私はまだ現役世代のうちに迎えることになりますので、それに向けてみんなで一步一步歩んでいけたらなと思いました。

以上で1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

以上で多田陽子さんの1問目の質問を終わります。

ここで、住民課長、介護支援課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、生涯学習課長、こども福祉課長、教育課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前9時39分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時42分)

○議長 水野智見君

多田陽子さんの1問目の答弁の中で修正したい旨の申出がありましたので、許可します。

○民生部長 不破生美君

それでは、1問目の一番最初にご質問いただいた件につきまして、ちょっとご回答内容が異なりましたので、この場をお借りしまして訂正のほうさせていただきたいと思います。

令和6年度の婚姻届を受理した件数でございますけれども、その答弁の際に、令和6年度、令和6年4月1日から令和7年3月31日までで126件というふうにお話をさせていただきましたけれども、こちらのほうは令和7年1月31日までの件数で126件となりますので、こちらのほう、おわびして訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 水野智見君

多田陽子さんの2問目「子育て政策について再度問う」を許可します。

○1番 多田陽子君

議長のお許しをいただきましたので、2問目、子育て政策について、通告書に従って再度問わせていただきます。

議員となり2年が間もなく経過いたします。1年生議員としての折り返し地点に差しかかりました。その間に一般質問の9問をはじめ、本会議や予算審議、決算審査などで発言をし、理事者の皆様には常に真摯にお答えいただき、大変感謝をしております。初めての議場でからした声で挨拶をした2年前が昨日のことのようですが、その際に、私たち現役世代、子育て世代は声を張り上げながら懸命に毎日を生きていること、私は同世代の声を集めて、よりよい蟹江町になるよう精進していきたいと申し上げました。

この2年前の4月は、ちょうどこども家庭庁が発足したタイミングでした。国においては、出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられたり、本年度には児童手当の拡充や来年度予算では私立高校の補助の所得制限なしに増額される案が衆議院を通過しました。蟹江町においても、こども家庭課を新設し、母子保健業務と児童福祉相談業務を一体的に実施する体制がつくられました。

また、国からの給付金を学校給食の全額補助や半額補助に充てたり、今年度からは、著しい物価高騰に対応するための給食費の値上げを各家庭の負担を変えずに、町からの補助額を40円増額して子供に美味しい給食を提供してくれました。先々週、蟹江小学校では、給食委員の子供たちの発案で給食感謝の会が開かれ、給食センターの方々へ感謝のメッセージを送ったそうです。

こういった発言が子育て真っただ中の母親議員ならではの受け止めてくださり、大変ありがたく、だからこそ、言いつ放しではなく自身の発言や行動がその後どのようなものになるかを住民に発信しなければいけないと考えますが、それがとても難しいことにも気づかされる2年間でありました。1つの方策としまして、一般質問にて子育てにまつわる政策について再度問わせていただこうと考えた次第です。

最初の質問は、初めての一般質問、学童保育について、再度お尋ねします。

まず、入所の案内について、当時ホームページには随時可能であるはずの入所の申込みの案内がなかったのですが、その件についてすぐに対応していただき感謝を申し上げます。ただ、やはり、11月の受付期間外の入込みはキャンセル待ち状態であり、その受入れ状況が芳しくないように聞いております。その後、学童保育の利用率はどのようなになっているのでしょうか。キャンセル待ちからの入所実数や今後に向けた課題はどのようなものが考えられますでしょうか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいま質問のありました学童保育の利用率、キャンセル待ちからの入所者数及び今後の課題についてお答えいたします。

利用率は、令和5年度の小学校低学年が30%、高学年が12%であったのに対して、令和6年度は、低学年が33%、高学年が14%となっております。

キャンセル待ちからの入所人数につきましては、令和5年度で24人、令和6年度は1人となっております。令和6年度が極端に少ない理由としましては、11月の申込期間内の申込件数が、令和5年度362人に対し、令和6年度は407人と、期間内に集中して申込みがされたことによるものです。

また、今後の課題についてですが、職員の確保に苦慮する中、増加する学童保育需要にどのように対応していくかということになるかと思います。

そこで、これまで公立5か所と私立2か所で実施していました学童保育につきまして、私立の認定こども園にお願いし、新たに令和7年度から実施していただけることになりました。以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。やはりどんどん増えているのが分かりました。

さて、その際に、学童保育の送迎についても言及しました。今ちょうど卒業のシーズンですが、学童保育利用の6年生は3月31日をもって卒業となります。それまでは学童保育へは必ず大人がついていかなければいけないという保護の下にあったものの、4月1日からは急にそうではなくなります。中学に入学したら、例えば夏休みは1人でカギをかけて家を出発して部活動に行き帰るような生活になります。その差が大分激しいように感じるのですが、小学校6年生と中学校1年生の差をどのようにお考えでしょうか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

質問のありました学童保育の利用に係る小学6年生と中学1年生との差をどう考えるかについてお答えいたします。

学童保育の利用率は、小学1年生が一番高く、学年が上がるにつれ徐々に下がっていきます。令和6年度を見ると、1年生の利用率が37%で、6年生は6%となっております。高学年になると留守番ができるようになったり、学童保育という形ではなく、下校後児童館に1人で遊びに来るというような利用方法に変わる児童も少なくないと思われます。そうであれば、中学1年生で急に状況が変わるのではなく、小学校高学年から徐々に放課後の過ごし方の変化について各家庭で考えていただけるものと思います。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

確かに、学童保育は児童館と同じ建物ですし、同じように過ごすのであっても学童保育を

利用しないという方法を取れば、その分入所できる児童が増えます。うちの子も学童に申し込んではいませんが、普通に児童館に遊びに行っていますし、それですと利用料もかからないため各家庭の負担も減りますので、現場の先生方が年齢やその子の成長度合いに応じてそのような形の利用方法をお勧めしているということも聞きましたけれども、とてもよいことだと思います。

初めての一般質問で、私は、蟹江町が町として親をサポートしよう、子供によりよい環境を考えようという姿勢をさらに強めたいという思いを持って質問しました。ですので、重ねて長期休み期間ごとの申込みや仕出し弁当の導入などについても再度要望として申し上げ、学童保育についての質問は終わります。

引き続き、こども福祉課へもう1問質問させてください。

9月の決算審査では、保育所職員の人材定着や確保について問いました。学童保育と同じく人員の確保が何よりも課題であります。蟹江町の保育士の待遇はどのようなものか教えてください。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいま質問のありました蟹江町の保育士の待遇についてお答えいたします。

町立の保育所におきましては、安全で余裕を持った保育ができるよう、特に年度初めについては、国の保育所配置基準以上の職員配置を行っています。また、全保育所にフリーの保育士を置き、休憩時間や年休を取得しやすい体制を整えるとともに、延長保育時は別の延長保育担当の保育士を配置することで、担任が子供から離れて書類作成等を行える時間、いわゆるノンコンタクトタイムを設けるようにしております。

さらには、一部の園に事務員を置いて、事務処理に係る負担軽減を図り、保育に集中できる環境づくりに努めております。

令和5年度からは、それまで持ち帰っていた使用済み紙おむつについて、園で処分することとし、保護者、保育士双方の負担軽減につながりました。

全国的に保育士不足が叫ばれる中、蟹江町の保育所が働きやすい職場となるよう、現場の声を聞きながら今後も職員の処遇改善を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

紙おむつの持ち帰りがなくなったということについては、保護者だけではなく先生方の負担軽減にもなっているということで、とてもよいのではないのでしょうか。来年度の予算にも261万円が計上されていますが、費用対効果といいますか、満足度のとても高い事業だと思います。保育に集中できる環境をとおっしゃっていましたがけれども、保育士でなければできないことを大事にしてそれ以外を考え直すなど、待遇を考えて、さらに考えながら保育士の確保に向けてよろしく願います。

では、次に、教育課に質問します。

昨年度9月には、学校、地域、保護者の役割について質問させていただきました。子供の持ち物について、使用頻度の低いものは学校の備品にすることで環境に配慮できるのではないか、例えば低学年しか使わない算数セットを学校の備品にして何年も長く使えるようにしてはどうかと質問しましたところ、算数セットについては、費用の負担以外にも小さなおはじきや数え棒、計算カードなどに1つずつ名前を書く必要があり、保護者にとっても大きな負担であるということは認識させていただいておりますと答弁をいただきました。教育部次長が同じ母親目線で答弁してくださったことに、周りの友人からうれしいというメッセージが届いたことを覚えております。

ではその後、この件につきましてはどうなったかを教えてください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま質問のありました算数セットについてお答えさせていただきます。

算数セットにつきましては、使用頻度や保護者負担などを考えますと、学校教材備品として対応を検討し、新年度予算案に計上しているところであり、新年度予算をお認めいただければ、令和8年度の新1年生から対応に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。とてもうれしいです。

多くの子供たちに、みんなのものだから一つ一つ丁寧に使おうねと私からも声をかけたいと思います。使用頻度という点においては、算数セットや彫刻刀などを学校の備品にと要望しましたが、大事に使うという点においては、公共のものだからより丁寧に使う、反対に、自分のものだからより丁寧に使うとの考え方ができ、どちらも正しいと思います。

前回の一般質問では、タブレットを学校の備品としての貸出しではなく購入にして補助を出してはどうかと提案しました。かかった修繕費用を見ると、残念ながら自分のものではないから粗雑に扱ってしまっているのかなと思えたり、修理費用を安易に考えられているのかなと思ってしまうところがあります。特に中学生のタブレットに関しては、公立高校での自己負担での所有を見越して、次回の更新時にはぜひ個人での購入に切り替えて、それに対して補助を出していただきたいとご検討をお願いいたします。

さて、次に、学校のトイレ掃除や窓拭き掃除などに業者を入れることはできないのかという質問に対して、高所作業やカーペットなどの特殊な清掃の必要があれば、また学校のほうから要望があれば検討はさせていただきたいとの答弁でした。では、学校からの要望は上がっていますでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました清掃についての学校からの要望についてお答えさせていただ

きます。

学校から、清掃業者への委託の要望はございません。以前にも答弁させていただきましたが、学校の校内清掃につきましては、学校教育の一貫として捉えております。自分たちが使用する場所の清掃活動を行うことで、ものを大切にする意識や奉仕する心が養えるという大きな意味があると考えますので、業者への委託は現状考えておりません。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

清掃業務も教育の一環と、本当にそのとおりなんですけれども、たまの大掃除なのに、先生方の働き方改革にもつながるのに、要望が上がっていないのは意外です。ただ、以前にも申し上げましたように、トイレで言うならば、いくら新しくても定期的に徹底的に掃除をしないとすぐ汚れが蓄積します。ましてや学校のトイレは町内の施設でも一番といってよいほどの使用頻度です。今年度工事をした2校のトイレを今後チェックしていただいて、本当に子供たちと先生方の掃除だけで構わないのか、今後何十年も心地よく使えるようにするために業者の定期的な清掃は必要ないのかと追跡調査をお願いいたします。

また、余談ですが、プログラミング学習で、お掃除ロボットを動かすことができるそうで、インターネットでプログラミング教育、お掃除ロボットと検索すると、大手メーカーでも取り扱っていることが紹介されています。窓拭き用のものは見つかることができませんでした。高所の窓拭きは先生方にとっても危険を伴いますので、開発されいづれ導入することができれば面白いのではないかなと思います。

では、次に、12月の一般質問へ移ります。中学生からの要望を受けて、体育館と公民館の利用のしやすさの実現に向けて質問をしました。中学生や若い世代にとってはインターネットでの情報収集は欠かせないものと紹介しましたが、その後、公民館等のインターネットの活用はどのようになっているのでしょうか、また住民の反応はいかがのでしょうか。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまご質問いただきましたことにつきましてお答えさせていただきます。

体育館や公民館の各施設におけるインターネット活用については、以前ご質問いただいた内容を踏まえまして、いろいろ検討し、できるところから取り組んでまいりました。

その内容といたしましては、まず情報量の少なさというところを改善すべく、町のホームページ、掲載内容のほうの見直しを図ってまいりました。例えば中央公民館の場合は、申込みの手順や使用料などの基本情報を詳しく表記いたしました。利用館に関するQ&Aはじめ、主な部屋の写真を加え、どのような用途に適しているのかを添えて掲載もしております。

また、体育館の場合でございますが、公民館と同様に、基本情報を詳しく表記いたしまして、さらに申請状況が分かる一覧表を作成し掲載することで、いつでも予約状況が確認できるように取組をいたしました。

それで、住民の反応はいかがですかというところのご質問につきましては、先ほどご説明いたしました町のホームページの観点の点からお答えさせていただきますと、町のホームページの掲載内容を見直す前であります令和5年7月から10月の町の体育館のホームページのアクセス数は829でございました。見直しを行った後の同時期、令和6年7月から10月は1,918と2倍以上の数値となっております。

数値だけでは判断のほうはできませんけれども、施設の利用促進にはつなげることができたと考えております。引き続きこの施設情報の充実を図るとともに、多くの方にご利用していただけるように努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

体育館については、内容が充実して写真もたくさん使われていて、例えばキッズルームがあることを私は知らなかったのですが、その発見をすることもできました。空き状況も見られるようになり、現状では電話では申込みはできないものの、情報がゼロの状態から電話で問い合わせるよりも、画面を見ながらの電話ですとスムーズなやり取りができるのではないかと推察できます。今後さらなる充実に向けてどうぞよろしくお願いいたします。

さて、中学生といいますと、12月の際も町長、副町長によるタウンミーティングがどのようなであったかと質問させていただきました。今年度のタウンミーティングでは、バスケットゴールを造ってほしいという要望があったと娘から聞いておりますが、その12月には産業建設部長からバスケットゴールを設置できない理由を、ドリブル音や公園面積での課題等と答弁いただきました。

ただ、やはり今も設置を望む声は多く、私も様々なスポーツがある中で設備の整ったスポーツが偏ることなく、なるべく平等になるように努めるのはよいことかと思うのですが、その後町はどのようにお考えでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのバスケットゴールについてというご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、近年の日本におけるバスケットボールの環境としまして、2016年9月にプロリーグとしてBリーグが発足しております。また、2021年に行われた東京オリンピックでは、女子代表が準優勝を果たし、また、男子ではバスケットボールの本場アメリカのNBAで日本人選手が活躍するなど、以前に比べてレベルが向上し大きな盛り上がりを見せ、国民的なスポーツとして定着しつつあると感じております。

また、そのような中、昨年開催しました中学生を対象としたまちづくりミーティングにおきまして、町内で気軽にバスケットを楽しむことができる施設の整備に対する要望が確

かにございました。現在の町内のバスケットボールの環境としまして、屋外で気軽にバスケットボールを楽しむ場所はないのが現状でございます。

ただ、以前の産業建設部長からの答弁のとおり、バスケットボールのドリブルの音というのは大きな問題となりますので、住宅地付近の公園への設置は難しいのではないかと考えております。町内で設置場所として考えられるものとしては、日光川ウォーターパーク、希望の丘といったところが考えられるのではないかと考えております。

安全面を考慮したバスケットゴールを設置するにはかなりの費用が必要となると考えられておりますので、需要等を考慮しながら今後さらに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

前向きな答弁ありがとうございます。

私自身、なかなか上手に住民の意見をまとめることがうまくできずに、働きかけることができていないのですが、これから先どうぞよろしくお願いいたします。

さて、最後に、中学校の体育館のエアコン工事についてお伺いします。

まだまだ先なんだろうなとは思いつながら、体育館の空調設備に関して問いましたら、タイミングがちょうどよかったんでしょうね、早急に検討したいという答弁を町長よりいただきまして、来年度の予算についに計上されました。本当にありがとうございます。先週の中学の卒業式でも保護者が凍えたという話も聞きましたし、夏場は夜間利用でさえ暑さのために体調不良を訴える声が後を絶たない中で、多くの中学生や住民が喜んでます。

となると、次に心配なのは工事期間等のことです。蟹江小学校のトイレ工事は半年以上かかり、その間に子供たちや先生方は別の棟のトイレを使用する不自由な生活を送っていました。では、体育館のエアコン工事中は、体育館の利用などどのようなことになるのかを教えてください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま質問のありました中学校の空調工事の間の体育館の利用についてお答えさせていただきます。

工事期間中の体育館の利用につきましては、生徒の安全面を考慮する必要がありますので、利用を中止する期間も設けてまいります。学校の体育の授業につきましては、工事期間中は体育館を使用しない種目を実施する調整をしたり、武道場を活用して進めていく予定でございます。

また、部活動につきましては、平日は小学校の体育館、土日につきましては町の体育館を活用できるよう、担当部署と調整をしているところでございます。学校への影響が最小限となるように調整しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。子供たちや先生方、地域の方々のためにもどうぞよろしくお願いします。

では、最後に町長にお尋ねします。

蟹江町は、10年以上も前に普通教室にエアコンを設置したり、子ども医療費は18歳まで無償などと、近隣でも子育てにしっかりと予算を充ててきた自治体であると感じています。

ただ、私は、この蟹江町の子育てに対する姿勢が若い世代を蟹江町に引きつけるものとなっているかと問われれば、そう一元的に考えられる課題ではなく、町の若返りからの税収のアップや全町民に還元される好循環まではまだ途中段階であるように見えます。その中で、町長は今までどのような考えの下で子育て政策を行い、また今後はどのような子育て施策をすべきとお考えなのかを教えてください。

○町長 横江淳一君

それでは、多田議員のご質問に適度な答えでは駄目ですけれども、非常に難しいご質問をいただいたというふうに認識をしております。

蟹江町、いつも僕お話をさせていただきますが、町制施行、蟹江町が出来上がって今年で136年であります。愛知県でも一番古い名古屋市、そして蟹江町、飛島村、北設楽郡豊根村、この4つの自治体が愛知県では一番古い町という認識を皆さんが、あまりお持ちでないかも分かりませんが、そんな中で、歴史、文化、伝統がこよなくずっと継承された素晴らしい町だと自負をいたしております。

今日は、高齢者対策から少子化対策まで幅広くご質問をいただきました。私が町長就任以来、蟹江町でしなければいけない優先順位の中で、やっぱり子育て、特に学校、義務教育には力を入れてきたつもりであります。先ほどご指摘をいただきましたように、給食費の問題等々ございますけれども、スクールサポーターの増員だとか、それから外国語に強い子供たちを育てたいということで、ALTの増員だとか、いろんなことをやってまいりました。まだまだ結果は出ていないかも知れませんが、他の自治体と比べると、非常にその部分は手厚い事業ができているんじゃないかなというふうに自負をさせていただいております。

また、ちょうど2023年ですか、岸田内閣が異次元の子育て施策、3年間出しましたね、これをそれぞれ今1,741の自治体がそれぞれの自治体に応じた施策をしているというふうに思っております。特に蟹江町が全て整っているとは思っておりませんが、先ほど言いましたように、優先順位の高いところからということで、まずはトイレの洋式化、これは全てではありません。やはり和式も残しながら、日本人のやっぱり体型に合った施策も必要だと思っております。

それが終わりますと、エアコンで、皆様方から本当に熱望をされていました。それで、普通教室と一部特別教室については既にエアコン整備ができておりますが、今回は避難所とい

う防災に関する施設もしっかりと整えるということで、蟹江北中学校と、それから蟹江中学校の体育館にエアコンを設置をいたします。これ、電源が喪失した場合に備えてガスエアコン、ガスで作動できるというエアコンでありますし、実際、発電もできますので、電気をつけない場合ですと、100台強のスマートフォンの充電もできます。緊急事態にも備えることができる体制にもなっておりますし、電気をつけても30ルクスから40ルクスといいますから、普通に裸眼で歩くことができる照明をつけても30台から40台のスマホは緊急の充電はできるような、そんな緊急対策もできている体育館になると思います。と同時に、あした、あさってからですか、予算審議、皆様方をお願いをいたしますが、5つの小学校の体育館にも、これも防災機能を備えたエアコンをつけるべく設計費用を上程をさせていただいております。何とぞご議決をいただいて、速やかな実行ができるようにご協力を願えればありがたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、高齢化、少子化というのは、思った以上のスピードで、特に少子化についてはやっけてまいります。蟹江町だけではなくて、近隣の町村としっかりとタッグを組んで、お互いにウィン・ウィンになるような、そんな蟹江町だけではなくて、いろんな事情がある市町村とタッグを組んで町民の皆さんの安心・安全を保てるようなすばらしいまちづくりをこれからもしてまいりたいというふうに考えております。

今の多田議員のご質問に全てお答えできたかどうか分かりませんが、先ほど言いましたように、特に子育てには力を入れていかなきゃいけないのと、高齢化対策についても、先ほど多田議員のおっしゃったように、共に協働のまちづくりを唱えながら民間の皆さんとしっかり手を携えて高齢者対策にもしっかりと邁進してまいりたいと思っております。

以上であります。

○1番 多田陽子君

どうもありがとうございます。これからも蟹江町のために私たちも頑張っけてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長 水野智見君

以上で多田陽子さんの質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、生涯学習課長、こども福祉課長の退席と、保険医療課長、安心安全課長の入場を許可します。教育課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午前10時14分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時25分)

○議長 水野智見君

質問2番 飯田雅広君の「トイレカーの積極的な導入を」を許可します。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○5番 飯田雅広君

5番 立憲民主党 飯田雅広です。

それでは、議長の許可をいただきましたので、「トイレカーの積極的な導入を」という題目にて一般質問を行います。

まず、大規模災害時の当町の体制についてお伺いをいたします。

大規模災害時の避難施設は現在何か所あるか教えてください。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、大規模災害時の避難施設が何か所あるかということについてお答えさせていただきます。

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所となります避難場所につきましては、指定緊急避難場所が13か所、民間施設にご協力をいただいております緊急の避難場所が10か所の計23か所でございます。

また、災害の危険に伴いまして避難をしてきた方々が一定期間滞在するための施設となります指定避難所につきましては、町内に22か所ございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

それでは、避難施設のトイレが破損等により、例えば、ないと思いますけれども、全て使用できない場合の対策、対応策はどのようなになっているのでしょうか。

令和6年12月議会の山岸議員の一般質問と重複するところもあると思いますけれども、ご答弁をお願いします。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、避難施設のトイレが全て使用できない場合の対応策についてお答えをさせていただきます。

避難所に備蓄しております車椅子でも対応できます仮設トイレや簡易トイレ、あと、下水道に直結できますトイレを使用することとなります。どれも携帯トイレ、トイレ処理剤を利用した使用となるため、その使い方については、日頃の防災訓練や広報誌、直近ですと6年の8月号になりますが、そちらのほうでも使い方等も説明させていただいておりますので、それぞれご確認をいただくと大変助かるものでございます。

また、民間事業者との協定によりまして、各種防災資機材、トイレカーのご提供もお願いしておりますし、し尿等のくみ取りも必要になりますので、そちらの作業についてもご協力をいただくようになっております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

簡易トイレですとか携帯トイレ、マンホールトイレの整備をしているというようなお話でした。

避難施設のトイレが破損等により、例えば、全て使用できなかった場合に、この避難施設で、これらのトイレや仮設トイレを具体的にどのように使っていくのかという想定をしていると思いますが、その内容を教えてください。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、具体的な使用方法についてお答えをさせていただきます。

先ほど、施設のトイレが全く使用できないというところになりますので、まず、真っ先にやっていただくこととしては、施設のトイレが使用できないよという貼り紙をしていただく必要がございます。その上で、当町で備蓄しております仮設トイレ、携帯トイレについては下水道直結としても利用ができますので、そうしたものを設置して使っていただくことになります。

また、その設置場所につきましては、具体的には避難所の運営委員会で最終決定されるところでございますが、状況に応じて空いている部屋、もしくは室外に設置されることを想定しておるところでございます。特に、避難をされる方の年齢層によっても、屋外はなかなか難しいということも考えられることではございますので、空いている屋内の設置というものが必要になってくるのかなと想定はしております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

大規模災害となれば、避難生活というのは1か月、2か月、3か月、半年、1年というような期間になっていきます。トイレに関しましては、先ほど答弁ありましたとおり、簡易トイレや携帯トイレ、マンホールトイレや仮設トイレ等の対応になると想定をされます。先ほど場所の話がありましたけれども、避難場所は自宅と違いますので、これらをどこに設置するのかということになります。

仮設トイレはもちろんのこと、簡易トイレや携帯トイレも、使用場所によっては窮屈であったり、プライバシーも守られにくいと考えられます。また、時間がたつにつれて汚れていきますし、少しずつ劣悪な環境になっていくと考えられます。このような環境ですと、トイレを我慢するという思考になります。まずは、食事や水分摂取を控えめにすることが生じていきます。そして、それらがエコノミークラス症候群や膀胱炎、脱水症状、低体温など健康障害につながっていきます。このような観点から、私は、トイレトレーラーの必要性を訴えております。

能登半島地震においては、一般社団法人助けあいジャパンが企画する災害派遣トイレネッ

トワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」に参画する自治体から派遣されたトイレトレーラーが、一部ではありますが、被災地への安全で快適なトイレの提供がありました。このプロジェクトは、全国の市町村が1台ずつトイレトレーラーを常備し、大規模災害が起きた被災地に全国から集結することができたなら、トイレ不足の問題を大きく軽減できるというものです。トイレトレーラーは、平時には、防災訓練や町民まつり、須成祭や各地域の祭りといった町内会・区会のイベントで活用し、町民あるいは町内会・区会のトイレ問題に対する意識の啓発や、地域防災力強化につながります。

導入については、国の緊急防災・減災事業債を利用すると、自治体の負担は約3割となり、その残りの3割の部分についても、多くの自治体は寄附やクラウドファンディングで賄っております。また、補助率2分の1の新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用を検討していただきました。報道によれば、政府は、11月9日、災害時に設置する避難所の環境改善に向け、全国の自治体に対し、水洗式の便器を備えた移動式のトイレやキッチンカーなど、防災備蓄品の導入費用を補助する方針を固めた2025年当初予算案などで、2,000億円を超える地方創生交付金を計上し、その一部が使えるよう対象拡大するという記事も私は見ました。トイレカーを導入することは、確かに予算がかかる事業ですが、このような仕組みを利用し、ぜひともトイレカーを導入していただきたいです。

私は、災害の多い日本では、このように自治体が助け合うということは非常に大切なことではないかと考えております。令和6年6月議会の一般質問にて、トイレトレーラー導入に関して一般質問をしました。また、令和6年12月議会の一般質問でも、一部ですけれどもお聞きをいたしました。担当課の答弁は、慎重な答弁でした。これまでの答弁では、維持管理費用、車両の保管場所、管理方法や移動の際に必要な牽引免許所持の職員の確保など課題があるとの答弁です。しかし、答弁のありましたトイレトレーラーの保管場所、保管方法、そして、牽引免許の取得など、大きな課題ではありません。町民の皆様の安心のほうをはるかに勝ります。大事なのもう一回言います。トイレトレーラー保管場所、保管方法、そして、牽引免許の取得など、大きな課題ではありません。町民の皆様の安心のほうをはるかに勝ると思います。

トイレトレーラーは、機動力を生かして当町の被災地へすぐに移動できる最大のメリットがあり、また、他の自治体から来ていただくこともできますし、逆に、応援に他の自治体の被災地へ派遣もできます。多くの方が、被災地では清潔で安全で明るいトイレが50人に1つ必要と言われております。悪臭のみならず、感染症の原因となるトイレは、必要不可欠なライフラインです。ただ、このトイレトレーラーの導入が難しいのであるならば、モバイルトイレやトイレトラックの導入を提案いたします。

まず、モバイルトイレですけれども、このモバイルトイレは普通運転免許のみで運転可能で、牽引免許が不要になります。比較的小さく、保管場所の確保が容易です。バキューム式

の便器のため、臭いの発生が抑えられます。また、トイレトラックですけれども、トイレトラックも準中型運転免許、平成19年6月1日までに取得した普通免許で運転が可能です。この準中型運転免許が必要ですが、牽引免許は不要になります。中型トラックのため、比較的運転が容易になります。そして、このモバイルトイレやトイレトラックは、トイレトレーラーが対応できない車椅子に対応しております。

そこで、お聞きをいたします。

トイレトレーラーの導入が難しいのであるならば、モバイルトイレやトイレトラックの導入を提案いたします。トイレ環境の整備は、命を守る取組に通じます。また、災害派遣のトイレネットワークに参加することで、南海トラフ地震への備えだけではなく、被災地支援の助け合いの輪も広がっていくことができます。当町においても、トイレカーの整備を積極的に検討すべきと考えますが、ご見解をお伺いをいたします。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、トイレトレーラー等の導入についてお答えをさせていただきたいと思います。

繰り返しの回答となってしまいますけれども、トイレトレーラー等の有用性につきましては深く認識しております。特に、簡易トイレ等の利用頻度を下げるという面でも利点はあるのかなというふうに感じているところではございます。

しかし、先ほど議員の質問の中にもございましたが、やはり、入れるためには導入経費というところがもちろんなんですけれども、それを入れた後の維持管理や車両の保管場所、保管の際に必要な免許の取得等の問題というのは考えていく必要があるところでございます。また、トイレトレーラー等を所有している自治体のほうに確認をしましたところ、使用したトイレについてのクリーニングであったりとか、その発する臭いというところからの住民の苦情というところにも考えていく問題はあるというふうに考えております。

また、車両の保管場所につきましては、浸水想定区域外で保管することが望ましいと考えておりますが、ここの地域性の観点から、場所の選定について大きな課題であると感じているところでございます。

トイレトレーラーの導入につきましては、モバイルトイレ、トイレトラックも含めまして、費用面だけではなく、その使用状況などを鑑みまして、慎重に今後も研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

少し参考までにお聞きをしたいんですけれども、トイレトラックに関しましては、中型運転免許を保持していれば運転ができます。現在、トイレトラックが運転できる職員の方、何名いらっしゃるか教えてください。

○安心安全課長 森 実央君

トイレトラックの運転ができる準中型免許を所持している職員なんですけれども、運転が可能となる免許の資格を保有している職員ということでお答えをさせていただくのですが、蟹江町の職員、消防職を除いた形になりますが、120名ほどございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

それでは、町長に質問いたします。

担当課がトイレトレーラー等の導入後の様々な心配をされております。導入にいま一步進めていただけない現状のトイレトレーラーですけれども、それでは、モバイルトイレやトイレトラックはいかがでしょうか。担当課が心配が先に立ち、積極的に導入までにたどり着けないということですので、その気持ちは私も理解はしております。ですので、ぜひ町長のトップダウンによって導入を進めていただきたいと考えますので、町長の見解をお願いいたします。

また、このモバイルトイレやトイレトラック等の平時の活用については、繰り返しになりますけれども、各町内会・区会の防災訓練での展示ですとか、須成祭や町民まつりでの使用、また、その他町内のイベントでの展示あるいは使用などをすれば、訓練におきましては町民の方の防災に対する意識の向上が図れますし、イベント等で使用をしてもらえれば、町民の方からは喜ばれると思います。ほかにつきましても、給水・下水の環境が整い、管理しやすい場所であれば常設するといった試みも考えていただきたいですし、この所管を横断して、ぜひ蟹江町内全体で協議していただけると、いろんなアイデアも出てくるんじゃないかなというふうに思います。

財源や、イベント時や平時の活用について、ぜひとも町役場全体で導入に向けた建設的な協議をお願いしたいので、やはり、これも町長のトップダウンによって、ぜひ町長から町役場全体に向けて、導入に向けての建設的な、前向きな協議を開始するような支持をしていただけたらなと思いますが、そのあたりもいかがでしょうか。お願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員の質問に答えたいと思います。

トイレトレーラー、それから、モバイルも含めてでありますけれども、必要性は十分感じております。それだけはまずは答弁をさせていただきたいと思います。

決して後ろ向きになっているわけじゃなくて、私も、いろんな資料を取り寄せて、今、どこが導入しているのか、導入しようとしているのか、導入実績の中で範例をいろいろ私も調べました。特に、全国町村会のネットを使って一番ヒットしたのが、和歌山県田辺市という町があるんですけれども、そのすぐ南側にみなべ町という町があります。ここは、紀伊半島の本当に東側の、地震が来ると10メートルの津波が来るところでありまして、広さは蟹江町の約10倍、120平方キロ、人口は1万1,000人であります。そこは今、トイレトラッ

クを導入をしているようでありまして、その今、状況を、私も、個人的に町長さんにちょっと電話をして話を聞きました。

確かに、何かあったときは非常に有効だろうし、まだまだ、いろんな訓練に使ったりしたり今、しているそうではありますが、金額的には、飯田議員ご存じだと思いますけれども、トイレトレーラーが一番安いんですよね。トイレトラック、モバイルが、やっぱり2,000万円台。特筆すべきは、愛知県が今回、6月の補正予算にトイレトレーラー3台予算を、たしか組んでいるというふうに聞いてございます。6,000万円余でありますけれども、近隣の市町村も、市も、数市町導入を考えている、しているというところがあるようであります。6月の議会もそうでありますし、12月議会にもご質問をいただきました。

いつ来るか分からないであろう南海トラフ地震、そんな中で、トイレの必要性というのは十分分かっておりますが、先ほど担当課長が言いましたいわゆる浸水地域、そこにトレーラーを置くわけにまいません。そうすると、蟹江町は浸水地域ほぼ、ハザードマップで見ると全域に広がっているわけでありまして、それをどういう形で保管をするのか、それから、どういう形で使っていくのかということをしっかり検討した上で導入をしていきたいなというふうに今も考えております。

まず、愛知県からの補助が多分つくのではないのかということもありますし、先ほどご指摘いただきました緊防（緊急防災・減災事業債）の起債を受けることもできるというように考えております。前の答弁ではなくて、一歩進んだ答弁という形で捉えていただければありがたいというふうに思いますし、皆さんで防災訓練やったときに、やはり、使用していただくことも十分可能だと思いますが、それ以前の問題がありますので、それをしっかり克服した上で、維持管理費も大体、安いところで50万円から80万円、ひょっとしたら、もう少しかかるかも分かりません。あと、臭いの問題等々も結構あるようでありますので、何が一番いいかということをしかりと精査をした上で、導入に向けて一歩進んだ考えた方をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○5番 飯田雅広君

いろいろお調べいただいてありがとうございます。

トイレカー導入に向けた動きというのは、やっぱり全国的に確実に広がっているのは感じております。今回、このモバイルトイレのことを、一宮市がこのモバイルトイレを入れたというのを見て、ちょっとどういうものかなと思って私、調べたりもしましたし、今月に入りましたも、品川区がトイレトラックを導入しましたというニュースも見ました。本当、トイレトレーラーは、この安心・安全な防災という点においては効果的なものになりますので、導入に慎重になる事情も理解はしておりますけれども、ぜひこのトイレトレーラーやトイレカー導入に向けて前向きな、建設的な考えの下、ご協議いただければというふうに思ってお

ります。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

質問3番 板倉浩幸君の「国民健康保険・マイナ保険証について」を許可します。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。私は、「国民健康保険・マイナ保険証について」と題して伺っていきます。

国民健康保険料・税の値上げラッシュがますます激しさを増しています。2024年度の全国の国民健康保険料・税の率の改定で、年収400万円の4人世帯のモデルで計算した国保料・税が、国の保険者である全国1,736自治体、区市町村と一部の広域連合の39%に当たる677自治体で値上げになったことが我が党の調査で判明しました。保険者自体数が、市町村合併を経て、現在1,736自治体となった15年以降の10年間では過去最多でした。物価高騰で苦しむ家庭にさらに追い打ちをかける状況になっています。

国保料の値上げラッシュの契機となったのは、18年度に、政府が国民健康保険の都道府県化を強行し、それまでは個々の市町村が運営していた国保を都道府県との共管——共同で管理に変更したことであります。都道府県に旗振りをさせることで、値上げを進めようとするものであります。この結果、18年度には値上げの自治体数が前年度の2倍に増えましたが、24年度は、その18年度も大きく上回っています。一方、都道府県化は県内の国保料の平準化を建前としたため、18年度には、それまで高すぎた自治体での値下げもありましたが、24年度は値下げの自治体が減り、10年間で初めて2桁台となりました。愛知県での2024年度の国保料・税を値上げした自治体数と割合は、54の自治体のうち、43の自治体が値上げをし、79.6%にもなり、蟹江町では、資産割を廃止し、保険税自体は据置きをしましたが、今議会に2025年度の値上げの議案が上程され、審議されています。値上げは、物価高騰で苦しむ家計に打撃を与えることになります。

そこで、国民健康保険事業についてお伺いをしていきます。

まず、国保の公費投入についてお伺いします。

社保協の自治体キャラバンでの自治体交渉でも、私も参加して、国保に公費投入を求めると、自治体の担当者から出される意見として3つあります。国民健康保険は助け合い、相互扶助の制度、お互いに助け合い、支えることの制度、2つ目として、サラリーマンの税金を国保の負担軽減に使うことは不公平、3つ目として、一部の加入者に町民の税金を投入することは理解が得られない、この3点の意見をどう考えるかであります。

1点目の、国民健康保険は助け合いの制度であります。国民健康保険法の定義は、旧国保

法第1条、「国民健康保険は相扶共済の精神に則り」、中間省略しますが、「死亡に関し、保険給付を為すを目的とする」ものとするですが、新国保法には、第1条、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」としています。助け合いの考え方は戦前の旧国保法の定義であり、戦後の新憲法に基づいた社会保険制度の一環として全面改訂された新国保法は、助け合いの考え方は一切ありません。

2点目の、サラリーマンの税金を国保の負担軽減に使うことは不公平ということについては、税金の負担はサラリーマンだけではありません。自営業者も、年金生活者も負担をしています。税金を国民の生存権に使うのは当然、不公平というなら、同じ年収、同じ世帯構成なのに、加入する医療保険が違っただけで保険料負担が2倍にも跳ね上がること自体が不公平と言えます。

3点目の、一部の加入者に町民の税金を投入することは理解が得られないことについては、国保は、一部例外を除きますが、ほとんどの人が加入する制度であります。決して一部の加入者ではありません。国保、保育、子ども医療、障害者福祉など、特定の人たちへの社会保障施策は税金の使い方、予算の配分の問題であり、住民にとって必要な施策への理解は得られると思います。このことについて、まずお願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまご質問いただきましたことについてお答えをさせていただきます。

まず初めに、国民健康保険は助け合い、相互扶助の制度であるかというご質問についてでございますが、国民健康保険制度は、同じ地域に住む被保険者が相互扶助の精神に基づき、けがや病気をしたときに安心して医療機関にかかれるように保険税を出し合い、みんなで助け合う制度であると考えております。

続きまして、2点目、3点目の国保に公費の投入を求めることについてでございますが、国民健康保険の制度は、法令上、一般会計と区分して特別会計を設けて経理するため、会計ごとに歳入と歳出を収支均衡させる独立採算が原則ですが、一般会計からの繰入金として認められているものは、法律で定められた法定内繰入れと、市町村の判断で行う法定外繰入れに大別されております。法定外繰入れの適用は適切に運用されるべきだと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

国保はお互い助け合う、助け合いですよということですけども、国保法には載っていないよね、そのことについては。これについては、こういう考え方ではないのかということで質問をさせていただきました。

それでは、次に、国民健康保険税についてお伺いをいたします。

国保税が高いことが、共有することがお互い重要であります。国保税自体が所得に占める

負担割合や、協会けんぽなどと比較して高いことを認識しているのか、まずはお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険と協会けんぽなどを比較した場合、国民健康保険の保険税が高くなる傾向にあることは把握をしております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

傾向にあることは理解しているということで、少し、ちょっと調べてみると、国保と協会組合の保険料の比較、前にもお話はしていますけれども、2024年度、40代夫婦と小学生2人、給与収入で400万円の方の世帯の場合、愛知県の国保料は46万円です。協会けんぽは22万円なんです。この協会けんぽでは、所得に占める負担割合が低いことはあります。また、会社が折半するというので、これだけの違いがあります。今、今議会で上程されている国保料の見直しで計算すると、51万円にもなります。この点をもう少しちゃんと認識してもらって、国保料が改めて協会けんぽ、被用者保険と比べて高いことを本当、認識していただきたいと思います。

では、次に、保険料、税の水準の統一化について3点お伺いをいたします。

国は、保険料・税の率を独自に軽減する市町村の努力を敵視し、都道府県内で統一をすることで、大幅値上げ誘導しようとしています。保険料・税の県内統一は3つ問題点があり、このことについてどう考えているかお伺いをしていきます。

1点目であります。受けられる医療サービスが整っていないのに同じ保険料を求められると思いますが、いかがでしょうか。医療水需が低い市町村にとって、医療サービス等は変わらないまま、ほかの市町村の医療費を補うために納付金や国保税が上がってしまうことは、被保険者に理解していただくことは非常に困難ではあると思います。この点についてまずお願いをします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

受益と負担の公平性の観点から、同じ保険税負担の被保険者に対して、同じ保険給付などの被保険者サービスを提供していくことが重要であるため、保険料水準の統一と同時並行で国保事業の方針の統一も必要と考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

この問題については、蟹江町自体、医療費が決して低いわけじゃなく、他市町村と比べてね。問題があって、特に、病院がない自治体行くと、本当に医療費が低いんですよ。そこ

とどうして合わせることができるかという問題が、やはり、県内統一は問題があると思います。

それでは、2点目で、市町村国保に蓄えられた剰余金、また、基金を保険税引下げに使えなくなり、国保税の引上げをもたらすことになってしまわないでしょうか。高すぎた保険料であったために、残った剰余金や基金は、当然、被保険者に戻すべきものであり、保険料の、蟹江町では税ですが、引下げに使えないなどあり得ないと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

市町村間の剰余金や基金の保有額の違いによる保険税負担の格差を解消するためにも、保険水準が統一されるまでに、市町村ごとに蓄えられた剰余金、基金は段階的に減らしていくべきだと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

段階的に減らしていく、毎回、毎年毎年剰余金、繰越金もなく、基金もなくてもやっていければ一番いいんですね、単純に。

そこで、じゃ、今までやってきた、蟹江町でもありますが、3点目です。市町村独自の保険料減免制度、独自控除制度も廃止される可能性がありますかということです。2024年度から統一保険料を強行した大阪府は、最初、もう既に行われています。この府内の全市町村が保険料の高い全国ワースト50になっています。廃止された大阪では、運営方針に当たって、市町村の法定意見聴取で多数の議論も出されたにもかかわらず、問答無用で切り捨てられ、保険料の統一化が実施されております。この3点目について、保険料の減免制度、独自控除制度についてお願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

今後の保険料の統一に向けて検討課題となりますが、受益と負担の公平性の観点から、市町村独自の保険税減免制度や独自控除制度の違いは少ないほうが好ましいと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

さっきから公平性がよく出ているんだけど、そこで、じゃ、今言った公平性を保つために統一という話がありますけれども、じゃ、実際にこの保険料、また税、愛知県の場合、統一は決まっているのか、また、法定外繰入れは全て認められていないのかであります。保険料統一はまだ決まっていません。統一を前提かのように、県が示す標準保険税率に近づけていくとしていますが、愛知県の国保の運営方針でも、2024年から2029年度ですが、完全統

一の方針は、市町村に与える影響を総合的に検討をし、2029年までに一定の結論を出すとしています。法定外繰入れについても解消の対象となっているのは、決算補填目的の繰入れに限定されており、決算補填目的以外の繰入れは解消の対象になっていませんが、いかがでしょうか。この統一と、問題と、法定外繰入れが認められていないのかをお願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

ご質問の中にもございましたように、まず、保険料の統一についてでございますが、県内の住所地にかかわらず、同じ世帯構成、同じ所得水準であれば同じ保険料となる完全統一を将来に見据えつつ、まず、第一段階として、市町村ごとの医療費水準を反映させないこと及び高額医療費を共同負担する納付金ベースの統一を、令和7年度から令和11年度にかけて、段階的にまず行います。

また、完全統一の方針については、被保険者及び市町村に与える影響を総合的に検討し、納付金ベースの統一となる令和11年度までに一定の結論を出す方針であります。

また、法定外繰入れについてでございますが、法定外繰入金のうち、決算補填目的の法定外繰入金は認められていませんが、決算補填以外の目的、例えば、保険料の減免額に充てるため、あるいは、地方独自事業の医療給付費波及を抑えるため、あるいは、健診などの保健事業費に充てるためなどについてはやむを得ないものとされていますが、今後の保険料の統一に向けて検討課題となります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、完全統一の話も出ましたけれども、まだ、決して決まっているわけじゃなくて、答弁あったように、完全統一については令和11年度、次期だね、国保運営協議会で決めながら、ある程度結論を出していくということにしかまだなっていないんですよね。そこを今、もうそれありきでどこの自治体も納付金を納めて、標準保険税率に合わせながら今、やっているところであります。

あと、決算補填目的以外、決算目的の繰入れ、法定外繰入れですが、ちょっとこれ、民生部長にもお伺いをしたいと思います。

一般会計から国保会計への法定外繰入れは、決算補填目的は削減解消の対象であります。先ほど課長から答弁あったように、保険料の減免、また、保健事業など決算補填目的以外は認められています。市町村の法定外繰入れで保険料の減免制度の拡充ができないものなのかをお願いをしたいと思います。

ちなみに、蟹江町の2023年度決算でも3,000万円の、1人当たり5,000円の投入をし、今回の令和7年度の予算にも3,000万円の法定外繰入れの予算化があります。この辺について、保険料の減免制度の拡充についてお願いをいたします。

○民生部長 不破生美君

では、ご質問のございました件につきましてお答えさせていただきたいと思います。

今回、保険税率の改正ということで、被保険者の皆様にはご負担増となる方が多うございますので、こちらといたしましても大変心苦しく思っておりますことを、まずお伝えさせていただきたいと思います。

先ほど担当課長が申し上げましたことと同様となりますけれども、やはり、一般会計からの繰入れにつきましては様々な制限がございます。そんな中、町といたしましては、町独自で、今もやっておりますけれども福祉減免ということで、これは、やはり町が誇れるものではないかと思うんですけれども、福祉減免というものを実施させていただいておりますので、引き続き、当分の間につきましてはこちらの福祉減免のほうさせていただいて、経済的に弱者の方については減免のほうさせていただきたいと思っております。また、来年度予算に関しましては、町の財政が大変厳しい中ではございますけれども、今年度と同様の額を計上させていただいておりますので、何とぞご理解いただければと思います。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

蟹江町では、本当に優れた制度、福祉減免は今、部長が言ったとおりで、これの減免があります。申請しなくてもやってくれるんですけれども、やっぱり、一番ネックは均等割なんですよね。子供が多いと、本当に均等割、また今回も均等割を大分上げるんですけれども、その辺で保険料の、保険税の見直し等も行うことにつれて、減免の拡充もしていただければ本当、いいのかなと思います。

それでは、続きましても、国や県の要求も民生部長にお願いしたいと思います。

国には、前にも申し上げた1兆円の公費投入であります。この1兆円、全国知事会も要望しているんですけれども、なかなか国も動いてくれない現状です。まず、国には、1兆円の公費投入で協会けんぽ並みにできます。現行の均等割・平等割額は1兆460億円、4,400円分は法定減免で公費投入がされております。新たに1兆円投入で均等割、平等割も廃止ができます。このことを国にもお願いして、県には、市町村が県に納めている納付金が、3年間で1人平均3万円ずつ引き上げられています。県は、財政運営責任を担っており、保険料・税を軽減する義務があり、一般会計からの国保会計への繰入れと独自減免、特に、均等割保険料、特に18歳までの均等割ですよね、の減免制度の創設を求めることを私たちはしていますが、このことについて答弁をお願いいたします。

○民生部長 不破生美君

ご質問のありました件につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、町といたしましても、全国の町村会で毎年3,400億円の公費投入の確実の実施と、財政支援で国保の基盤の強化ということを重点要望として国に要望をしております。引き続

き、うちのほうも同じような形で要望をさせていただきたいと思っております。

また、先ほど来申し上げておりますけれども、国保財政が都道府県に一本化されて、一元化されたことに伴いまして、各市町村の独自減免というものが、やはり、慎重に取り扱わなければいけないものであるというふうにも考えてございます。保険料水準を統一するということを目標として、県内市町村それぞれ足並みをそろえて、一丸となって取り組んでおる中で、減免制度の取扱いも慎重に議論して、現在、やっておるところでございます。そんな中で、やはり、町といたしましても、県と連携して健全な国保財政運営ができるように一生懸命努めていきたいと思っておりますので、以上のほうご理解いただけますようお願いいたします。

○6番 板倉浩幸君

愛知県の財政、本当に社会保障になかなかお金を使わないんだね。公共事業ばかり進めている愛知県政なんですけれども、そういうことを踏まえて、県にも、もうこれ以上市町村ではやっていけないよ、納付金が、蟹江町、ずっとここ変わらないんですけれども、県内見ると、どこの自治体も納付金増えているんですよね、やはり。なぜか蟹江町増えていないということがあるんですけれども、そういうことで、国や県に要望をしていただきたいと思います。

それでは、国保にも関わるマイナンバーカードと健康保険証の一体化のマイナ保険証について、次に伺っていきます。

昨年12月からマイナ保険証が導入をされましたが、トラブルが多く、利用率が低迷しています。従来の保険証は、いわゆる紙の保険証ですが、有効期限まで使えます。マイナ保険証登録をしていない人には、有効期限前に資格確認書というのが送られてきます。登録しても、介助要配慮者申請の手続もできます。

そこで、2024年、昨年12月2日以降、紙の保険証、健康保険証の新規発行が停止をされました。ここで、町内の現場で混乱、また、トラブル等がないのか、まずお願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

令和6年8月に発効した保険証が令和7年7月まで使用でき、また、12月2日以降に国民健康保険の被保険者になられた方でマイナ保険証を持っている方には、資格情報のお知らせを発行し、制度を丁寧に説明しています。マイナ保険証を持っていない方には、資格確認書を発行させていただくことで大きな混乱やトラブルはございません。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

トラブル等はない、大きなトラブル、相談等はないということですが、問題は、来年の7月がどうなるかです。

では、先ほど言ったように、マイナ保険証の利用登録解除もできます。この手続きができるんですけれども、この利用登録解除の問合せ、また、申請件数については当町ではいかが、どのようになっているのかお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

マイナ保険証の利用登録解除の申請受付件数でございますが、令和7年2月末現在で15件ございます。また、問合せの状況でございますが、利用登録解除の申請を受け付けたもの以外、問合せはほとんどない状況でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、蟹江町では15件ということで、全国的にも結構、マイナンバーカード作るよりは少ないんですけれども、その解除の件数もどんどん増えているということを聞いています。

それでは、ちょっと確認させてください。

身分証明書でマイナンバーカードを作った人もいます。保険証として、今のマイナ保険証として利用登録解除しても、マイナンバーカード自体は生きていますよね。そういうことで、マイナンバーカード自体でこれまでどおり本人確認書類として利用できるのか、お願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

マイナ保険証の利用登録解除をしていただいた方に関しましても、保険証のひもづけが解除されるのみでありますので、従来どおりマイナンバーカードは身分証明書などとしてご利用いただくことは可能ですので、ご安心してお使いをいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

身分証明書でマイナンバーカードを作ったりと、免許証を持っていないとかで作った人もいますので、ちょっと確認をさせていただきました。

それでは、次です。制度の変更で、従来の資格証明書、蟹江町では発行していないんですけれども短期保険証も廃止をされました。そのことにより、影響については何があるのか、いきなり長期保険税滞納世帯に医療機関の窓口での医療費10割負担を課す仕組みの特別療養費の支給対象にならないのか、お願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

特別な事情がなく、1年以上の国民健康保険税を滞納された場合は、特別療養費の支給対象となる場合があります。特別療養費の支給対象となった場合、医療機関窓口で一旦医療費

の全額、10割をお支払いいただき、後日、申請により給付割合相当分をお返しすることになります。

また、特別療養費の支給対象にいきなりなることはなく、保険税の納付に関する連絡や相談を一定期間実施しても保険税が納付されない場合に、特別療養費の支給対象となる事前通知をした後、特別療養費の対象になる場合がございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

なる場合があるで認識すればいいよね。もういきなり特別療養費だよというわけではないんだよね。それだけを本当に、特別療養費というのは本当、資格証明書で取りあえず窓口で10割払って、後で還付してもらうという制度なんですけれども、ぜひそうならないようにお願いをいたします。保険料の徴収方法の、いろいろこれから問題は出てくると思うんですけれども、もう時間もないので、その辺はまた聞いていきたいと思います。

では、従来の健康保険証の有効期限まではそのまま健康保険証で受診でき、有効期限が切れる前に資格証明書が送られてきます。改めて、この資格証明書とは何、どのようなものなのかをお願いをしたいと思います。

また、マイナ保険証登録している人はこの資格証明書はどうなるのか、これについてもお願いをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、資格証明書でございますが、マイナ保険証を保有していない方などが、医療機関などの窓口で資格証明書を提示することで保険証と同様に医療機関等で受診することができるものです。

また、マイナ保険証登録している人についてでございますが、マイナ保険証を保有している方がご自身の保険情報を簡易に確認できる書類として、資格情報のお知らせを保険証の有効期限前に送付します。また、カードリーダーを設置していない医療機関等で受診する際に、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで、紙の保険証と同様に医療機関などで受診することが可能となりますが、ご自身の保険情報を確認いただくものであり、資格情報のお知らせだけで医療機関等を受診することはできません。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

マイナ保険証を作っている方には資格情報確認書、これ、健康保険証じゃないから使えないんですよね。そのような、あくまでもお知らせということです。

登録をしていないと資格情報、マイナ登録をしていないと資格確認書は自動的に送ってくれるんですけれども、じゃ、この資格証明書の有効期限、現在の保険証は令和7年の7月31

日ですよね。資格確認書の有効期限がいつまでなのか、また、資格確認書は次の更新にも申請なしで発行されるのか、これについてお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、資格確認書についての有効期限でございますが、現在発行している保険証の有効期限が令和7年7月31日でございますので、次回お送りします資格確認書の有効期限は令和7年の8月1日から令和8年の7月31日までの1年間となっております。さらに、その次の期間でございますが、こちらは令和8年の8月1日から令和9年の7月31日までを予定しておりますが、今後、国の方針等の動向を見据えながら、こちらの有効期限などは検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、国、まだ決まっていらないんですよね。令和7年、令和8年の7月31日までは資格確認書で申請なしで自動的に送られてきて、じゃ、次どうなるのか。

今、答弁あったように、政府自体も当面は申請不要としています。当面自体がいつになるのか明らかにしていないわけですが、申請方法にしたり有償にしたりする可能性もあります。更新できずに、無保険状態に追い込まれる懸念もあります。国民皆保険を守るなら、今後も資格確認書を申請なしで発行すべきであると思いますが、国の動向ということもあると思いますが、再度お願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問の中で、申請なく発行ができるようにというご要望でございますが、基本的には、なるべく従来の、現状の考えと同じように申請なくお送りすることを基本としながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

申請なしで送ることを基本として考えていきたいということでもあります。

それでは、次なんですけれども、マイナ保険証登録者を含めた今の現状では、マイナ保険証をマイナンバーカードと一体化している人には資格確認書は、今のところ送られませんよね。ここで、マイナ保険証登録を含めた加入者全体、健康保険の加入者全体に資格確認書は発行できないものなのか、お願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

現在、マイナ保険証を登録している方には資格確認書を発行することはできません。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

登録している人は送らないよということですがけれども、結構、だから加入、会社もそうなんだけれども、蟹江町自体でも、この人は登録している、この人は登録していない、これは分かるんですがけれども、そんなことやらずに、もう一斉に国保加入者、後期高齢者もそうなんですがけれども、に送るのが一番手間なく、経費もかからなくできると思うんですよね。その辺、国は、そういうことになっているのでできませんよということなんですけれども、ぜひ全ての加入者に送れないものなのか、ちょっと、まず検討していただきたいと思います。

それでは、今まで聞いてきたマイナ保険証を、まとめとして最後にちょっと聞きます。

従来の保険証の有効期限まではそのまま保険証で受診でき、保険証の有効期限が切れる前に保険者登録を、マイナ保険登録をしていない人には、健康保険証に代わる資格確認書が自動的に送られてくるので、手続は不要です。マイナ保険登録している人は、答弁でも、資格確認書は届かないので、マイナ保険証で受診するか、それが嫌なら、次のどちらかで手続をすることです。1つとして、マイナ保険登録の解除申請を行うと、自動的に資格確認書が送られてきます。高齢者、障害者など、カード紛失のおそれや暗証番号の忘れやすい、カードリーダーを使えないなどのマイナ保険証での受診が困難である要配慮者は、申請を行うと自動的に資格確認書が送られてきます。この一元の流れでいいのか、お願いをいたします。

そもそも、従来の保険証と今後も両方で、マイナ保険証使う人もいるよ、紙の保険証でもいいよとなるのが一番簡単だと思いますが、まとめのお答え、答弁をお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

基本的には、資格確認書等では有効期限がある方に関しましては一斉に送付をさせていただくというものになっておりますので、なるべく被保険者の方のご不便をかけないような形で今後も検討していきたいというような形で考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

それでは、最後の質問をします。

町長にお伺いをいたします。

今まで、国保への公費投入の話から国民健康保険税、また、保険料の県内統一、法定外繰入れの話を担当部課長にお話をしてきました。

先ほどもあったように、今議会で国保税の大幅値上げが上程され、今、審議をされている最中であります。このことについて、町長のお考え、どう考えているのかお願いをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

的確な答えかどうか、また再質問していただければありがたいと思います。

まず、国民健康保険制度というのは、ご存知のように、本当に世界に冠たる皆保険制度であります。非常に優秀な制度だと思いますが、それが少子高齢化の流れ、そして、国保から社保へ変わる方、それから、低所得者方が加入しているのが多いという、元来この制度をつくったときとは違う状況にどんどん走っているのも事実であります。

過日、全国町村会で、うちの部長のほうで答弁させていただきましたが、その3,400億円じゃなくて、もうちょっとアップして要望はできないかと各町村会、今、全国で926あるわけでありますけれども、それぞれの首長さんが異口同音に、やっぱりその気持ちは持っておりますので、粘り強く、これは我々もうちょっとですけれども期間が、しっかりとお答えをしていきたいな、こんなことを思っています。

また、標準税率に関しても、これは、統一していくことに関して私は反対ではありませんが、それぞれの自治体で、やっぱり非常に厳しい財政のところもあるやに、蟹江町もそうあります。しかしながら、町民の皆さんの、やっぱり、健康をしっかりと守って維持していくというのは、これはもう一番肝腎なことだというように思いますので、特に、蟹江町は医療機関が多うございます。そういう意味で給付費が多いと言われる方もあるかも知れませんが、それでだけ安全・安心な町だということの証明でありますので、板倉議員もそのところだけをご理解をいただければありがたいと思います。

そして、この前ありました国保の運営協議会、ここでもご説明を差し上げましたが、特に福祉減免については、ほかの地域がやっていないことも蟹江町やってございますし、一般会計からの法定外繰入れについてもしっかりと、やっぱり、周囲を見ながら、国保税の急激な値上げに対してどこまで効力があるか分かりませんが、対策を取っていきたいというふうに思っておりますので、もうしばらくしっかりと見ていただければありがたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、この国保税の制度は堅持をしていく必要があるというふうに考えてございます。

以上であります。

○6番 板倉浩幸君

もう終わりですので。本当に、蟹江町だけではもう苦しいんですね。そういう意味で、国・県に要望しながら、国保料の急激な値上げにならない、このままほかっていくと、どんどん値上げされちゃいますので、ぜひお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長 水野智見君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

質問4番 山岸美登利さんの「学校の危機管理と安全対策の取組みについて」を許可します。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○2番 山岸美登利君

2番 公明党 山岸美登利でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、「学校の危機管理と安全対策の取組みについて」、防犯、事故、防災のそれぞれの視点から質問をさせていただきます。

全国各地で小中学校の児童生徒、教職員に対しての事件、事故等が増加している昨今、2023年3月には、埼玉県戸田市において、高校生の少年が無施錠だった正門から校舎に侵入し、期末試験の試験監督をしていた男性教諭を廊下で切りつけたという事件が発生をいたしました。また、同年7月の夏休み中、大阪府富田林市の中学校でも同様の事件が発生、全国的に多発しており、不審者についても多くの情報が発信されております。

当町の小中学校においては、児童生徒の登下校時に、保護者をはじめ地域の皆様や学校関係者の方々の日々献身的な見守り活動により、事件発生等の未然防止に努めていただいております。関係者の皆様には、改めて日々のご活動に心から感謝と敬意を申し上げたいと思います。

一方、学校敷地内となりますと、教職員やボランティアの方々などで学校に出入りしている関係者の対応となってしまいますので、悪意を持って侵入してくるものに対して児童生徒の安全を確保するためには、想定される事象にあらかじめ備えておくことが極めて重要であることは言うまでもありません。

文部科学省は、学校における児童生徒の安全対策について、過去に発生した事故や事件、自然災害を踏まえた様々な取組の中、学校保健安全法でも、各学校において、学校安全計画及び危険等発生時対処要領の策定を義務づけ、各学校の実態に即した危機管理マニュアルの作成と必要に応じた見直しに取り組むことを定めております。

義務化から現在まで15年が経過し、長いコロナ禍を経て、社会構造や人間関係のほか、学校においても、児童生徒を取り巻く環境や地域の関わり、教職員の状況について大きく変わっているかと思われます。危機管理マニュアルについても、こうした変化に加え、地域の特性や実情に即した学校独自のものとなるよう適宜見直しを行うとともに、予期せぬ危機に対して、教職員がその内容を把握し、迅速、また的確な行動が取れるよう周知徹底することが求められております。

そこで、伺いたいします。

こうした背景を踏まえ、不審者の侵入及び不審物等様々な危機に対応するマニュアルの策定状況、また、更新は随時行われているのか、その状況と内容をお聞かせください。また、教職員への周知状況についてもご説明をお願いいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました不審者等の対応マニュアルの策定状況や教職員への周知などについてお答えいたします。

策定状況につきましては、全ての小中学校におきまして不審者対応マニュアルは策定させていただいております。更新につきましても、毎年更新はしている状況でございます。主な内容としまして、施設管理面、児童生徒の安全確保、警察等関係機関への連絡等となっております。職員への周知につきましても、毎年学校では職員会議等で周知をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

マニュアルの策定、更新、教職員への周知状況をただいまお尋ねいたしました。

次に、マニュアルを整備し周知するだけでは、いざというときに行動を起こすことはできません。マニュアルに基づいて、日頃から教職員全員がその内容を理解しておくことが重要です。不審者の学校侵入など、児童生徒の安全を脅かす様々な事象が想定されますが、ふだんから、いざ緊急事態が発生したときのあらゆる対応を想定し、イメージしておくこと、そして、事前に備えられる有効な対策や実践的な訓練を定期的に行うことが極めて重要であります。

そこで、学校保健安全法においても定められておりますが、小中学校における不審者侵入に対する防犯訓練はどのような想定内容で行われているか、また、どのくらいの頻度で実施されているのか、併せて、さすまた等の防犯用具は適切な場所に設置・保管されているか、併せて、ちょっと可能であれば、保育園・幼稚園についての実施の有無、頻度も伺ってまいりたいと思います。お願いいたします。

○教育部次長 舘林久美君

それでは、ただいまのご質問につきまして順にお答えをさせていただきます。

まずは、不審者侵入に対する訓練の想定内容と訓練の頻度についてでございます。学校では、年3回程度の避難訓練を行っております。訓練想定といたしましては、地震や津波などの内容に加えまして、不審者の訓練というところも実施している学校もありますが、全ての学校で行うことができていませんので、今後は、その必要性についても周知をさせていただきたいと思っております。

続きまして、さすまた等の防犯用具の設置や保管についてです。全ての学校にさすまたの設置はさせていただいております。しかしながら、職員研修を行っている学校もあるんですが、行われていない学校もあるというのが現状でございますので、今後につきましては、さすまたの設置場所や使い方の共有をしっかりとさせていただきまして、万一の際に役立てられるように働きかけたいと思っております。また、防犯の観点から具体的にお話することは難しいんですけれども、学校独自でさすまた以外の防犯グッズを配備している学校もあると聞いております。

最後に、保育施設の状況なんですけれども、こちらも、公立保育所におきましては毎月1

回の避難訓練が行われ、その中にも、不審者侵入として年に数回実施している、さらには、私立保育所につきましてもほとんどの施設で訓練が行われているというところを確認させていただいております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。現状がよく分かりました。防犯についての訓練が実施されていない学校は、何らかの形で実施できるよう、また進めていただければと思います。よろしくお願いをいたします。また、さすまたの設置場所、使い方の共有、こちらのほうもまたお願いしたいと思います。

改めて、さすまたは、護身用具として侵入者や不審者の動きを一時的に阻止し、警察や警備員が到着するまでの時間稼ぎ、時間確保が主な使い方となります。決して相手を無理に制圧したり、捕まえる目的で使用することはできません。効果的な使い方を学ぶために、警察や警備会社による講習会などの開催も重要ではないでしょうか。一度ご検討いただければと思います。さすまたは不審者対策に有効なツールとなります。安全な使用方法と注意点を理解し、いざというときに適切に使用できるよう、使い方を習得するため、定期的な訓練等の働きかけをよろしくお願いをいたします。

次に、児童生徒を犯罪から守るためには、事件などの傾向や対策、そして防犯情報等、教職員をはじめ児童生徒が警察関係者や有識者から情報提供を受け、相互理解とともに意識を高め、危険から身を守るための手段を知ることが大切です。また、家庭においても同様に、保護者への防犯情報の提供やリスクを軽減するための防犯対策の周知など、日常的に防犯意識を高められる体制づくり、啓発することが重要となります。

そこで、学校では、児童生徒への防犯教育や保護者への意識啓発はどのような内容で実施しているのか伺いいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました児童生徒への防犯教育及び保護者向けの意識啓発についてお答えさせていただきます。

まず初めに、児童生徒への防犯教育についてでございます。小中学校では、警察署の職員に来校していただき、連れ去りや不審者の対応について講演を行っていただいております。防犯教育について授業や行事として行っていない学校もございますが、朝の会やS T、朝礼などで防犯に関する講話は定期的に行っております。

また、保護者向けの意識啓発としまして、小学校では、災害を想定した引渡し訓練、学校安全緊急情報ネットワークの活用をしてございます。授業や行事として防犯教育等を行っていない学校もございますので、その必要性について周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。ただいま児童生徒への防犯教育、保護者への意識啓発についての内容についてご答弁いただきました。

では、もしも外部からの不審者などの侵入があった場合の対策、侵入防止対策はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました外部からの侵入者対策についてお答えさせていただきます。

小中学校では、児童生徒の登校後には、全ての通用門を閉門して外部の侵入に対して安全確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

登校後、全ての通用門を閉門して外部の侵入に対して安全確保に努めているとのご答弁をいただきました。不審者の学校侵入に際しては、侵入を防ぐ対策を実施し、未然に対応していることは確認できましたので、ハード面の対策も確認させていただきたいと思います。

学校の設置場所によって周囲の状況も異なり、周囲が見渡せる学校もあれば、住宅街などに設置された学校もあります。こうした中で、不審者が侵入しにくくなる対策も求められており、特に、防犯カメラを設置することにより、不審者の侵入や犯罪を抑止する効果が期待されると思われます。

そこで、小学校・中学校それぞれの防犯カメラの設置状況についてお聞かせください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました防犯カメラの設置状況についてお答えさせていただきます。

防犯対策として、各小中学校に侵入者の抑止の一つとし、防犯カメラは全ての学校に設置させていただいております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

全ての小学校・中学校に設置が完了、設置されているとのことでした。

昨年6月、県内の中学校で不審者侵入事件が発生し、防犯カメラの故障で犯人逮捕までに4か月を要したとの報道がありました。その後、学校側は、防犯カメラの故障に誰も気づいておらず、放置していた実態が明らかになりました。

そこで、伺います。

防犯カメラの点検とメンテナンス、維持管理についてお尋ねいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のございました防犯カメラの点検・維持管理についてお答えさせていただきます。

防犯カメラの点検・管理につきましては、年2回点検業務を実施し、点検結果を基に、修繕等必要に応じた対応を迅速に行っております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

点検業務、また修繕等は、必要な場合速やかに行っているとのこと、安心いたしました。

防犯カメラを設置することで犯罪をなくすということは大変難しいとは思いますが、通用門や昇降口などに設置することによって、犯罪を抑止する効果はあると思われます。

そこで、今後の防犯カメラの設置・増設等への考え方と併せて、文部科学省が進める学校侵入防止対策の強化への当町の受け止めについてご答弁いただきたいと思います。

○教育部次長 舘林久美君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まずは1つ目、防犯カメラの増設についてでございます。各学校に防犯カメラは設置しており、抑止の一助となっているというところは今、課長さんがご説明をさせていただきました。現段階で、今後についてなんですけれども、学校のほうから増設の要望は出ていないというのが現状であります。ただ、防犯カメラに限らず、学校から防犯対策に関する備品の要望があった際には、学校と話し合いながら検討していきたいと思っております。

次に、不審者の学校侵入防止対策の強化というところです。こちらは、先ほど議員が冒頭でご説明をしたとおり、埼玉県的事件を受けて、防犯対策の強化として文部科学省が行う、令和5年から7年まで3年間の集中的な支援メニューと捉えております。こちらは、主に防犯カメラの増設やオートロックシステムなどのハード面に係る費用補助だと認識はしております。

現在、学校の対応として、平時の備えとしては、学校によって若干違いはあるんですけれども、児童生徒の在校中は門を閉めたりだとか、昇降口を閉めるというところで安全の確保をしております。そのほかに、学校からの要望といたしまして、教室の内鍵の設置要望も出てきているというのが現状なんですけれども、7校全てそれができるかどうか、それが必要なかどうかというところは検討の課題であると思っております。

また、見守りの強化として、当町は、本当に地域の皆様方のありがたいご協力により、毎日の登下校の見守りがいただけているところでございます。本当に感謝するところでございます。さらに、令和5年度からなんですけれども、蟹江警察署のスクールサポーターという方が巡回をしていただき、その方に近隣の最近の状況というのを教えていただきながら、子供たちの安全が確保できるような支援体制はできているということが今現在の状況でございます。

以上です。

○2番 山岸美登利君

ご丁寧な説明、また内容等実情、よく分かりました。大変にありがとうございます。学校では、児童生徒の安全を確保し、安心して学業に専念できる環境を整備することが必要だと思っております。先ほど次長がご答弁いただきました、ご要望が出ている学校については可能な限り、また、前向きに対応していただくことが望ましいと思いますので、よろしくお願いをいたします。また、今後、それぞれの学校の立地状況や防犯対策の実情を踏まえ、各学校のセキュリティ強化のため、防犯カメラの増設や護身道具の再点検、また拡充、来訪者の管理システムなど、安心できる環境の整備をどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事故防止対策について質問させていただきます。

全国で多くの児童生徒の事故が多発しており、あらゆる要因で発生します。報道などから、夏には、川や海などで児童生徒が溺れて亡くなるなどの事故が年々増加傾向にあると感じております。また、運動中に倒れて重症になることや、突然死するケース、交通事故、食物アレルギーによる発作やてんかん発作などあらゆる事故のリスクがあり、事前の知識を身につけることや、発生したときの初動の対応が大変重要になります。

そこで、事故防止については、幅広い知識と対応が求められますが、命と直結する重要な対策ですので、AEDの取扱いや応急手当、水難防止対策など、事故防止・安全管理対策に対する教職員への周知状況や研修、また、児童生徒への指導状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました、まず、3点ほどあると思いますが、AEDの取扱いや応急手当、水難防止などの安全管理の状況や児童生徒への指導状況についてお答えさせていただきます。

まず、AEDの取扱いについてでございます。毎年4月当初に使用についての講習や研修を実施してございます。

次に、応急手当、水難防止などの周知状況や研修でございます。こちらにつきましては、小学校では応急手当の指導を実施しており、中学校では、エピペンの使用方法の講習や食物アレルギー対応研修などを実施しております。

次に、児童生徒への指導状況でございます。こちらにつきましては、小学校では児童に取扱いの説明などを実施している学校もございます。中学校では、AEDの取扱いについて、消防署の職員による講習を実施していただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

様々な講習や研修の実施など、事故防止・安全管理対策も確実にを行っていることが確認できました。また、AEDについても、もしものときにはすぐに使用できるよう対策がなされ

ているとのことであり、危機管理意識を高く持っていると感じたところでございます。

○議長 水野智見君

ここで、少し早いですが暫時休憩とします。

再開は午後1時からです。

(午前11時57分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○2番 山岸美登利君

午前に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次に防災の視点から学校用防災ヘルメットについて伺います。

学校教室などで災害が発生した場合、例えば地震災害が発生した際は落下物から頭を守ることが重要です。机の下に隠れても、避難の途中で何かが落下してくる可能性もあります。防災頭巾をクッション代わりに椅子に備え付けている学校や、衝撃吸収性の高いヘルメットを備え付けている学校もあるようです。

災害用ヘルメットは折り畳める簡易型であり、備えがあれば、児童生徒の頭と命を守ってくれるアイテムになることは間違いありません。

そこで、いざという時のために、日頃から各学校で避難訓練を行っているかと思いますが、その避難訓練の現状についてお伺いいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のいただきましたことについてお答えいたします。

実施回数につきまして、各小中学校では年3回の実施を行っている状況でございます。

避難訓練の内容としましては、小中学校で地震、津波などの想定をそれぞれの場面での訓練を実施しているのが現状でございます。そんな中でも垂直避難や予告なしでの訓練も実施している学校もあると聞いております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

小学校、中学校、年3回実施をしてくださっているとのことでありました。

それぞれの学校で工夫をして実施してくださっていることも分かりました。

災害は、いつ、どこで起こるか分かりません。来るべき災害に備え、子供たちの防災意識を高めるとともに、学校における防災教育につなげていくということ、そして、いざ災害時の防災ヘルメットの着用は非常に大切ではないかと考えます。

そこで、今後学校用防災ヘルメットを導入し備え付けるお考えがあるかお尋ねいたします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありましたことについてお答えさせていただきます。

小中学校では教員用防災ヘルメットの設置はしております。ただ、児童生徒用のヘルメットについては設置されていないのが現状でございます。

学校での訓練では、安全を確保するため、シェイクアウト訓練の対応としており、防災ヘルメットの使用はしていないのが現状でございます。ですので、防災ヘルメットの導入につきましては、今現在考えておりません。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

教職員の皆様の防災ヘルメットは設置をしておる。シェイクアウト訓練で対応をするというご答弁いただきました。

このシェイクアウト訓練、安全確保行動、命を守るためのこの3つの行動、まず低く、頭を守り、動かない、この3つの行動を身につける訓練ということで、このシェイクアウト訓練も大変重要であり、いざというときに素早く行動するためには繰り返しの練習の積み重ねが必要だと思います。通学途中で地震が発生する可能性もあり、場所を問わないこのシェイクアウト行動も大切ではありますが、通学時にヘルメットを着用できればそのほうがさらに安心かと思います。児童生徒の安心・安全を守る取組への、またご検討をお願いします。

次に、災害時に地域住民の避難所となる学校体育館の防災機能強化の推進について質問をいたします。

学校体育館は子供たちの教育の場であり、災害時には地域の避難所としても重要な役割を担います。冷暖房空調の整備を加速させ、児童生徒に加えて避難者も安心して過ごせるようにすることが大切であります。

当町の公立中学校の体育館の空調設備については、昨年、町長の施政方針で述べられましたように設置を進めるご英断をいただき、住民の皆様から喜びの声をいただいているところでございます。

そこで、現在、設計が終わったところとお聞きをしておりますが、今後のスケジュールについてお聞かせください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のございましたスケジュールについてお答えさせていただきます。

町立中学校の体育館への空調設備については、蟹江北中学校、蟹江中学校ともに、今年度既に設計業務は完了しております。この議会に提案している新年度の予算案に2校分の工事費用を計上しているところでございます。

今後のスケジュールとしましては、新年度予算をお認めいただいた後、速やかに入札を執行し、その後、契約議案の承認を得て、工事着手、1月下旬の工事完了を目指しているところでございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

必要な手順を経て、工事着手から明年1月下旬を目途に工事完了予定ということでございました。

近年は全国的に猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性が高まる中、夏には熱中症で亡くなるという痛ましい事故も起きています。

また、激甚化し頻発化する自然災害において、避難所となる体育館に空調設備が整備されていないことなどから、被災後の避難生活の疲労やストレスで亡くなる災害関連死の割合も残念ながら増加しています。

国際赤十字が提唱する最低基準・スフィア基準の項目でも、避難所について最適な快適温度、換気と保護を提供するとあり、このような問題意識から、安全・安心な教育環境と避難所の環境整備について、国においては大幅な加速が求められています。

そのような中、交付金や補助金を活用して整備を進める上で、当町では空調効率の最適化や導入時のコストだけでなくランニングコストの比較、脱炭素化に資する設備など、先行導入自治体と比較検討し研究されているとお聞きいたしました。

そこで、当町のエアコン設置方法と換気などの空調効率についてはどのような配慮をされたのか伺います。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありましたことについてお答えさせていただきます。

中学校体育館への空調設備の設置につきましては、それぞれの体育館のアリーナ容積や構造などから計算して必要台数を繰り出しております。

また、空調機に併せてサーキュレーターを設置し、絶えず空気循環を促すことで空調効率を高めるようにしておる状況でございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

空調機とサーキュレーターの併用で空調効率が改善し、快適な室内環境を提供できるということでありました。ありがとうございます。

次に、停電時等の対応について。

災害時には多くの場合停電が想定され、電力の復旧が長期化する場合があります。避難所となった体育館にエアコンがあっても、停電で稼働しなければ意味がありません。平時から非常用の発電機の併設を検討することも効果的だと思います。その際、重油や軽油を燃料とする発電機よりも、災害時において比較的運搬しやすい継続したバックアップが期待できるガス発電機やガス空調設備を検討することも選択肢の一つだと考えます。

そこで、昨年3月の代表質問でもこのことについてお尋ねいたしましたが、災害時などで

長期化する停電に備え、平時から非常用発電機の併設等、継続したバックアップ体制についてどのような決定をなされたのか伺います。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のございましたバックアップ電源体制についてお答えさせていただきます。

中学校体育館に設置する空調機につきましては、災害などで大規模停電時にも稼働できるよう、LPガスを動力源とした空調設備の設置を予定しております。

また、災害時等にガスを優先的に供給いただくことが必要となりますので契約条項に盛り込むなど、災害発生時でも避難所の空調機を稼働できる状態を維持したいと考えております。

加えて、空調機のほかに、非常用コンセント、こちらにつきましては携帯電話の充電用ということを踏まえてでございます。あと、非常用の照明灯などでの使用可能となる対応を取っておるところでございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

停電時は非常用電源とLPガスで停電時の対応をされるということで、停電になっても3日間は継続して使用が可能だとお聞きしました。ありがとうございます。

それでは最後に町長にお伺いいたしたいと思います。

この公立中学校の空調設備が明年で完了した後の今後の展開について、小学校体育館等の整備も必要と考えますが、次の空調設備の設置計画へのお考えをお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは山岸議員のご質問にお答えしたいと思います。

中学校2校につきましてははるる説明のとおりでありまして、ガス空調ということでやらせていただきたいと思いますし、非常用電源も取ることができるという大変有意義な施設になると思っております。

ご質問のほかはどうだということですが、あした、あさってから始まります予算審議にも予算を計上をさせていただきますが、5つの小学校の体育館についても、やはり避難所として十分活用できるそういう位置づけにあるということで設計料を見込んでございます。一度見ていただいて、予算が成立出来次第、基本設計をやっていきいたいというふうに思っております。

やはり早めに手をつけていかないと、資材高騰が止まりませんので、契約時点が一番安いところになると思いますし、それからまた新たに年月を経ていますと、また資材の高騰、人件費のアップということで非常に厳しい予算取りになるというふうに考えてございます。

ただ1つ危惧されることがありまして、中央公民館の体育館であります、そこも実は避難所として十分、役場のすぐ北にある施設でありますので、それをどうするかということをまたちょっと考えていかなきゃいけないというのは思っています。

ただ、天井のはりが今の体育館の場合はありますので、天井のはりを外すというのが非常にちょっと、予算的にすごい高い予算を計上しなきゃいけないということで、優先順位としては多分小学校のほうを先にするのかな。そのときの都合によって分かりませんが、いずれにいたしましても災害時のいわゆる避難所、避難施設等について最優先としてやっていきたいと思いますので、また議員各位におかれましては、ぜひとものご協力をいただきますようによろしくをお願いいたします。

以上です。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

費用額も大きい中で、大切な子供たち、そして住民を守るための町長のご決断に感謝申し上げます。

熱中症対策など安全・安心な教育環境、快適な防災避難所の環境整備については早急な対応が求められておりましたので、前向きなご答弁をいただきまして大変喜ばしく安心したところでございます。

もっと言えば、まだ設置していない音楽教室以外の特別教室、加えて、また先ほど町長おっしゃられました課題があるようでございますけれども、町の公民館など公共施設についても順次、空調設備の導入をどうぞよろしくお願いをしたいと思います。期待をしております。よろしくお願いいたします。

今回、様々な視点から学校における危機管理、安全対策の取組について質問させていただき、実施内容と現状を確認することができました。

防犯や事故・災害に関わる危機を起こさないためには、様々な準備の積み重ねが重要であり、学校内に危機をもたらすおそれのある要因を極力なくし、予防策を立てることや危機管理体制の確立が重要となります。引き続き、現状に満足することなく、問題が発生した場合の対応方法や手順などの知識と教職員の皆様への危機意識の醸成と実効性あるお取り組みをよろしくお願いいたします。

また、マニュアルについては見直しや修正が行われているとのことですが、今後さらに、基本的な解決方法や対策が十分に吟味されマニュアル化されているのか、実際に全職員が対応できる体制でつくられているのかどうか、児童生徒の安全・安心の確保につながりますので、より実効性ある整備体制へのご対応をお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で山岸美登利さんの質問を終わります。

ここで、保険医療課長、安心安全課長、教育課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午後 1 時16分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時18分)

○議長 水野智見君

質問 5 番 石原裕介君の「防災対策について問う」を許可します。

石原裕介君、質問席へお着きください。

○ 4 番 石原裕介君

4 番 新風の石原裕介です。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

近年、全国各地で災害が頻発しています。昨年 1 月 1 日発生した能登半島地震では、地震による直接の死者が228名、地震関連死はそれを上回る数となっており、現在も増加をしています。改めて、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。

能登半島地震の前には、平成30年の北海道胆振東部地震、平成28年の熊本地震などが大きな被害をもたらしており、日本列島、いつ、どこで大地震が起きてもおかしくない状況であります。

また、台風や集中豪雨による災害を見ると、昨年 9 月の能登半島豪雨が記憶に新しく、なぜまた能登でと、心が痛むところであります。

令和 2 年の熊本豪雨、令和元年の東日本豪雨、平成30年の西日本豪雨など、これも全国各地で大災害が起きてもおかしくない状況であります。

そうした中で、蟹江町をはじめ当地域においては、平成12年の東海豪雨以降、地震、台風、豪雨を含め甚大な被害を及ぼす災害がなく、この間、台風や線状降水帯も、少し進路や位置がずれていれば大きな被害を及ぼしたであろうというケースは何度かあり、運がよかったと言えると同時に、いつまでも運が続くわけではありません。

地震についても、以前から、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率が80%と言われてきました。時間の経過とともに確率は徐々に上昇していることになります。

これまで以上に気を引き締めて、災害に備えていくことが求められているところであります。

さて、そうした中で、避難所の備蓄や運営の在り方、災害情報・防災情報の発信の在り方などについては、これまで何度も議会で質問がなされてきたところであります。今回は、視点を変えて、災害発生時の被害、特に人的被害を未然に防止するために必要なハード対策を中心に質問をいたします。

まずは、水害の防止について。

先ほども述べたように、この地域は直近で最も大きな水害は東海豪雨であり、平成12年9月11日から12日にかけて、台風からの湿った空気が本州付近に停滞していた秋雨前線を刺激し、名古屋市で2日間の降水量が567ミリ、東海市で589ミリ、最大1時間降水量は名古屋市で97ミリ、東海市で114ミリを記録しました。

蟹江町においても48時間降水量が365ミリ、11日夕方18時には、最大1時間降水量が78ミリを記録しました。

この雨により名古屋市西区で新川の堤防が決壊、庄内川が一色大橋付近で越水するなどし、名古屋市、西春日井郡を中心に、愛知県内で床上浸水が2万2,078棟、床下浸水が3万9,728棟、住宅の全壊・半壊・一部破損を合わせ319棟、死者7名の大災害となりました。

ちなみに蟹江町では床上浸水が11棟、床下浸水が155棟、当時の雨の降り方や他地域での被害に比べると、よくこれだけで収まったと思うところであります。日光川をはじめ全河川がぎりぎりの水位であったが、何とか持ちこたえ越水や破堤には至らなかったこと。また、排水機がフル稼働し内水氾濫を免れたことによると聞いています。排水機の整備に力を入れてきた先人の努力に感謝をするところであります。

東海豪雨は時間80ミリでありましたが、最近では時間100ミリの豪雨が頻発しています。

また、蟹江町においてはその後も宅地開発が進み、遊水池となる農地面積も減少しています。今、時間100ミリの雨が降った場合に、本当に大丈夫なのか心配するのは私だけではないと思います。

そこでまず初めに、東海豪雨の際に蟹江の町を守った排水機について、基本的なことを含め順次お伺いします。

現在、蟹江町には何台の排水機がありますか。それらの設置及び管理の主体はどこですかお伺いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、蟹江町の排水機場の管理等についてお答えをさせていただきます。

蟹江町内に設置されております排水機場は日光川に7機、蟹江川に8機、善太川に3機の合計18機ございます。

設置及び管理主体につきましては、土地改良法により設置されております蟹江町土地改良区や日光西悪水土地改良区などの土地改良区や、あと、関連する自治体等で設置されております小切戸湛水防除協議会など8団体ございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

排水機は日常どのようにメンテナンスがされているのかお聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

排水機場のメンテナンスについてお答えをさせていただきます。

蟹江町土地改良区関係管理排水機場5か所についてお答えをさせていただきますが、排水機場の運転手及び町担当職員等によります月1回以上の動作確認等を実施しているところがございます。

また、中部電気保安協会によります毎月の電気設備点検と、あと、愛知県土地改良事業団体連合会によります年9回の設備定期点検によりまして確認をしながら、不具合等があれば修繕を実施しているところがございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

では、排水機は自動なのか、また手動なのか。豪雨が予想されるとき、または急な豪雨に誰がどのように対応をしているのかお聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

通常、排水機は自動運転の設定となっております。

豪雨が予想される際は予備排水を、急な豪雨の際は管理団体職員等が巡回しながら、必要に応じて手動操作にて対応しておるところでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

東海豪雨以降25年が経過していますが、この間、機器の更新や、また、能力アップは行われているのかお伺いします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

排水機場の更新というのは40年を目安としております。更新の際は、その時点の排水計画を策定しながら、必要に応じて既存ポンプの能力アップを行っているところでございます。

また、排水機の更新に至る前に、ポンプの能力回復としてオーバーホールを行うこともございます。

直近では観音寺排水機場が令和3年度、大膳排水機場が令和2年度、宝排水機場が平成28年度に更新及び稼働をしております、機能回復及び排水能力アップがされたというところがございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

では、今後さらに、ほかですね、整備の予定があればお伺いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

今後の整備の予定です。

蟹江川に設置されます蟹江町土地改良区が管理しております本町舟入排水機場、舟入排水

機場は更新時期が近づいておりまして、排水機場の機能低下状況や流域内の排水状況等を確認しながら対応を検討していくこととなります。

現在、県営事業としましては、日光川にございます大海用排水機場の更新が令和8年度事業完了に向けて進行中でございまして、善太川にあります善太第二排水機場の更新が令和15年度事業完了に向けて進行中でございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

次に、河川の整備であります、蟹江町には6本の河川が流れています。町域を縦断する重要な河川としては日光川、蟹江川、福田川が挙げられます。この3河川の管理は愛知県であります、町が関与できる部分は限られると思いますが、町で分かる範囲でお答えをお願いいたします。

河川整備について、50ミリ対応、また80ミリ対応といった言葉を聞くことがありますが、蟹江の河川はどういった考え方で整備が進められていますかお聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、河川整備についてお答えをさせていただきます。

気象庁によりますと、1時間当たり50ミリから80ミリ未満の雨に関しましては非常に激しい雨と表現がされております。こちら、滝のように降る、傘が役に立たない、水しぶきで一面白っぽくなり視界が悪くなるというような状況となる雨量のことでございます。

先ほど、議員からお話がありましたが、東海豪雨の際は、蟹江町での最大降雨量は2000年9月11日18時1時間当たり78ミリでございました。

河川整備については愛知県に確認をしたところ、愛知県及び名古屋市で平成23年5月13日付で制定をしております二級河川日光川水系河川整備計画に基づいて整備を進めているところでございます。

1時間当たりの降水量ではなくて、24時間当たりの降水量でこの計画は策定されておまして、日光川の蟹江町を含む下流部は30年に一度の雨量、24時間当たりですと267ミリ、蟹江川・福田川・善太川につきましては5年に一度の雨量、24時間雨量としましては164ミリとなったときに、洪水を安全に流下させることを目標として整備を進めているということでございました。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

では、蟹江町内でこれまで具体的にどのような整備が進めてきましたかお伺いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

整備状況ですが、日光川右岸堤防災道路事業としまして、浸水被害が発生した場合に、救

援・復旧物資の輸送路及び避難路として活用できるよう右岸堤防上を幅員9.75メートルで整備を実際しているところです。その中で、国道1号線・近鉄区間共用部として約1.5キロが令和元年8月に供用開始をしております。こちらの事業に関しましては、全体計画としましては全体で約20キロメートル中の、今約6.7キロメートルが供用開始済みとなっておりますところでございます。

また、日光川右岸の南地区約470メートルにおいて耐震工事が完了しておりまして、さらに日光川左岸の観音寺地区約270メートル、大海用地区約180メートルにおいて耐震・堤防補強工事が完了しているところでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

では、次、橋等で水の流れが阻害されたり、またカーブしている箇所で急流が当たったり、また越水したり堤防が決壊するケースがありますが、そういった懸念はありますか、お伺いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

橋梁につきましては、大きな洪水のときに川が流れる最高水位のことを言いますが計画高水位、これに余裕高を確保するように橋梁は整備を進めているところです。

現在、日光川でこの余裕高が確保できていない橋梁は2橋ございますが、こちらは日光川右岸堤防災害道路事業内で早期の事業化に向けて、現在、関係機関と協議中でございます。

また、この日光川水系は流れは緩やかでございまして、破堤の原因となるような危険な屈曲部や狭窄部などの箇所はないというところでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

最近の事例を見ると、小河川が一気に増水したり、また支流が本流に合流するところで本流に入れず越水したり堤防が決壊するケースがあります。そのような懸念はありますかお聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

豪雨の際は、いわゆる本流であります日光川水系の本流であります日光川を守ることが優先されるということです。

予測ができる雨につきましては、各排水機場や水門において予備排水対策を行います。さらなる雨の際は日光川への排水を規制することもあるかと思いますが、被害軽減に努めていくというところでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

では、今後堤防の整備の予定はありますか。また、町として県へ要望される、これからもされていきますか、お聞きいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

今後の予定ですが、今後の予定としましては、今お話しさせていただきました日光川右岸堤防災道路事業の推進と、あと日光川右岸の堤防の耐震工事、日光川左岸については未整備区間の堤防の補強工事を実施していただくこととなります。

日頃から町から堤防付近の水漏れだとか、あと、流水阻害となるようなもの、草木だとかごみだとかを発見したときには、情報提供しながら県と連携をしているところでございます。さらに必要があれば重要水防箇所として指定をしながら、県の監視下で確認等を実施することとなります。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

次に、地震についてであります。

地震の際の人的被害、特に死亡の原因ということでは、建物や家具の倒壊による圧死が最も多いようであります。ただ、東日本大震災では津波による溺死が圧倒的に多く、また今回の能登半島地震では凍死が一定数を占めるなど、地震により特徴があります。

当地域において南海トラフ級の大地震が発生した場合、建物倒壊による圧死はもちろんありますが、液状化による堤防決壊による浸水も懸念されています。

津波についても、海岸部のように大津波の直接の被害というより、破堤した堤防からの浸水被害のほうが可能性が高いように感じます。

蟹江町の浸水津波避難ハザードマップでも、堤防が決壊した際に避難困難となる水位30センチに達する時間が示されていますが、一方で、これまでの各地の地震災害で、地震の揺れで堤防が決壊して浸水が起こった事例を聞くことはあまりないように感じます。

地震による堤防決壊の可能性について、どのように認識をされているのか伺います。また、何か対策が取られているのか併せてお願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

愛知県におきまして地震対策に関しましては、「地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくり」を目標とした第3次あいち地震対策アクションプランを基に整備を進めているところでございます。

県によりまして日光川右岸堤防災道路事業及び日光川左岸堤の補強工事の早期完了に向けて取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございました。

では、最後に、地震による人的被害の多くを占める建物や家具の倒壊による圧死の防止であり、具体的には建物の耐震化と家具の固定の推進ということになります。これらについてはこれまでも議会で取り上げられており、町としても建物の耐震診断や耐震改修の補助、また高齢世帯への家具固定器具の取付費の補助、かにえ防災減災の会等と連携した家具固定の住民への啓発等に取り組んでおられるようであります。一気に進まないとは思いますが、制度は整っているのです、町民の方に活用していただくよう継続的に取り組んでほしいものです。

その上で1点、耐震シェルターについて伺います。

こちら画像に出ていますが、耐震シェルターについても補助制度はあるようですが、その内容とこれまでの実績を伺います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは耐震シェルターの補助の内容と実績についてということについてお答えをさせていただきます。

まず、耐震シェルターとは、住宅内に整備する装置でありまして、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保することで、地震時に住宅の倒壊から人命を守ることを目的としたものでございます。

この補助制度につきましては、平成26年度から制度のほうを開始をしておるものでございます。

補助対象住宅の要件としましては、町内にある2階建て以下の木造住宅であり、昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。2つ目として、蟹江町が実施する無料耐震診断の判定値が0.4以下、もしくは一般社団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断の得点が40点以下であること。3つ目としましては、65歳以上の高齢者の方ですとか障がいをお持ちの方が居住されているということが要件となっております。

補助の制度としましては、1戸当たり1台。補助金額としては上限を30万円とさせていただいております。

また、実績としましては、令和5年度までにつきましては平成27年、28年の各1件で2件という実績でございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

27年、28年で1件1件ということですが、数が少ない理由をどう分析されていますかお聞きいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、数の少ない原因はということでお答えをさせていただきます。

まず、耐震改修工事ですとか耐震シェルター設置に対する補助の条件としましては耐震診断を受けていただく必要がございます。

シェルターにつきましては先ほどお答えしたとおり2件です。耐震改修工事を実施されたのは48件。ちなみに、耐震診断は平成15年度から事業を実施しておりますが、令和5年度までの実績として680件の方が受けていただいております。ということで、680件受けていただいた中で、シェルターと改修工事ということで50件ということで、なかなか利用が、改修工事が進んでいないのかなということが分かるかと思います。

町が実施している無料耐震診断では、建築物の耐震度を測定することと併せまして、震度6強ないしは震度7の地震でも建物が一応倒壊しないとされる判定値1.0以上とするための耐震改修工事の概算費用を提示をさせていただいております。しかし、耐震改修工事には通常数百万円という費用が必要となることから、住宅リフォームと併せて行われるケースはありますが、耐震改修のみを行うということはなかなかちゅうちょしてしまうというものがあります。

また、耐震診断を受けていただいた方には、例年、耐震改修、あとは段階的耐震改修、耐震シェルターという3つの補助制度の紹介をさせていただく手紙をお送りさせていただいておりますが、特にこの中でも安価でできる耐震シェルターについて、価格帯などのメリットについての周知が不十分であったということが原因ではないかと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

では、それでは、今後普及拡大に向けて何か取組は考えてみえますか、お伺いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、今後の取組はということでお答えをさせていただきます。

耐震改修工事費用は通常数百万円かかるということになります。これに対して補助金としては現在100万円をさせていただいております。

耐震シェルターについては、現在、愛知県知事が認めた製品として19品目ございます。この中で見てみますと、一番高いものと200万円程度する製品もございますが、50万円から80万円程度の製品というものが多く、それに対して30万円の補助ということで、建築物全体の耐震改修工事に比べ費用負担がかなり少なくて済みます。

実際、数年前から耐震診断を実施する診断員の方には、耐震改修工事の提示と併せて耐震シェルターの制度についてもPR等していただくということをお願いをしております。

その成果もあってか、令和6年度、今年度については、今年度1年で2名の方が補助制度を活用して導入をしていただいております。この導入された方に、この導入した意見、感想

というものを聞いてみましたところ、地震への心配はあったが、建物全体の耐震改修をするのは高額過ぎてできなかった。しかし、この耐震シェルターというものを知り、実際に設置して、有事の際に避難でき、防災グッズなどを備蓄しておける場所ができたため安心できたという意見、お二方とも同じような意見をいただいております。

高齢者や障がい者が居住している世帯の方には、安価で地震時に身を守ることができる耐震シェルターを今後も設置していただけるよう、この費用面でのメリットと、この設置された方の感想とともにPRをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○４番 石原裕介君

ありがとうございました。

耐震改修のネックは費用だと思いますが、その点で耐震シェルターは経済的で設置の手間も少なく思います。ぜひ普及の拡大を工夫してほしいと思います。

最後に町長にお伺いいたします。

災害対策、防災対策には様々な側面がありますが、まずは人的被害、特に死者をできるだけ少なくすることが最も重要であると考えます。最後に、人的被害を軽減するという観点から、これまで質問したハード対策でも、それ以外のソフト対策でもいいので町長の基本的な考えをお伺いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは石原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

るる、シェルターの話もさせていただきましたし、この前、インスタントハウスの話も議員の方がしてみえたと思います。

ただ、この地域がどういう被害があるかということもやはりしっかりこれ、勉強する必要がありますし、広域避難の考え方もございます。前もって状態が分かる、例えば線状降水帯だとか放送によって知識が得られるものについては、広域に避難するのか、長時間、長い間そこで生活をしていかなければいけないので、特に蟹江町の場合は、この４月10日、来月10日になると思いますけれども、広域避難の協定先として岩倉市、これ県が指定をしたところですけども、そこでの協定を結んで広域に、災害が起きる前に長期間滞在をさせてもらうだとかいうことの細かい打合せをこれからもしていきたいと思っておりますし、また一宮市ともそういう、いわゆる近隣の、いわゆる市町村というのはほぼマイナスゼロメートル以下でありますので、いざ災害が起きたとき、堤防が破堤したとき等々を考えますと、非常に浸水地域になってございます。先ほども答弁させていただきましたが、ですから、ハード面もそうでありますけれどもやはりソフト面も力を入れていきたい。それは何かというと、いつも言っているように、やはり自分のことはまず最低限自分でしっかり身を守るんだと。共助、共に皆さんで助け合おう。最終的には公助が行きますが、その公助が行けない状態にひょっ

とするとなるかも分かりません。そんな状況ですと、僕がいつも言っているのは、自助・共助、そしてご近所、この小さなコミュニティでいいですけども、そこで協力し合うというのが必要だと思いますし、平行避難もいいですけども水平避難もいいんですが垂直避難を基本的に考えていただくということをお互いに話をさせていただいて、平時にそういう気持ちを共に持っていて、情報を共有していただければ一番ありがたいというふうに思っています。

近年、能登半島地震、そして東日本大震災、阪神・淡路大震災、全て地震の被害、津波の被害であります。実際現地へ行っていきますと被害の状況が全くと言っていいほどやはり違います。能登半島は特に断層地震でありますので、隆起したり沈んだりというところがありますので、そうなったらまた対策だとかいろいろな方策も私はおのずと違ってくると思っています。間違いなくこの地域は、この海部郡はマイナスゼロメートル以下ということですので浸水被害を注意してもらいたい。最低限2メートルの水が来ますよということを絶えず頭に入れていただければありがたいというふうに思っております。

また、議員各位にもいろいろお世話をかけるとは思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○4番 石原裕介君

南海トラフ大地震、地震はいつ来るかは分かりません。しかし台風、または線状降水帯などの豪雨は、まだ雨レーダー、天気予報などを見ておれば備えができることがこれからもあるとは思ひます。

町長も5期目がこれで終わろうとしておりますが、また6期目スタートできますよう、私たち議員12人も応援してまいりますので、防災に強いまちづくりをこれからも町政をよろしくお願ひを申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で石原裕介君の質問を終わります。

ここで、土木農政課長の退席と、政策推進課長、ふるさと振興課長、教育課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午後1時50分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時51分)

○議長 水野智見君

質問6番 三浦知将君の「まちの魅力創出について」を許可します。

三浦知将君、質問席へお着きください。

○7番 三浦知将君

7番 新政会 三浦知将でございます。

議長の許可をいただきましたので、これから通告書に従って、「まちの魅力創出について」質問をさせていただきます。

ところで、蟹江町のまちの魅力とは何でしょうか。

名古屋から近い、高速もすぐといった交通の利便性が高いことや水郷や田園風景といった自然が魅力に映る方もいれば、子育て支援、観光、温泉が魅力に映る方もいます。人によって価値観は異なりますので、魅力はそれぞれだと思います。このような、まちの魅力により、まちに住みたいと思う人が増えることにより、移住・定住につながるのではないかと思います。

まず、ここで質問をいたします。現在の蟹江町の日本人、外国人の方の人口を教えてください。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、ご質問いただきました日本人、外国人の人口についてお答えさせていただきます。

令和7年3月1日現在が最新の人口になります。日本人3万4,717人、外国人2,024人、合計3万6,741人、以上でございます。

○7番 三浦知将君

人口の増減の理由というのは、出生死亡による自然の増減と転入転出による社会増減があります。今結果をお聞きしたんですが、残念ながら日本全体の人口も人口減少の一途をたどる中、蟹江町も昨年より人口は微減していると思われます。

町として、子育て世代、現役世代、シニア世代などあらゆる世代を支えていくためには、財源の確保が必要となります。人口が減少すれば歳入が少なくなります。財源を確保する手段の1つとして税収を上げることだということは、誰もが思いつくことだと思います。

蟹江町の一般会計の歳入の多くは町民の方々から町民税、固定資産税が多く占めています。持続可能な地域をつくるためには、人口を増やし、税収を増やしていかなければなりません。もちろん人口を増加させることが、増えることによって出ていくお金も増えますが、その分経済効果も見られるのではないのでしょうか。

ここで、また1つ質問をさせていただきます。

人口を増やすための、蟹江町に移住・定住を促進する事業は、何をやっているのか教えてください。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました移住・定住を促進するための事業について答えさせていただきます。

蟹江町は、移動や買物の利便性が高くとても生活しやすい地域です。そこで、当町の暮らしやすさに特化したガイドブックの作成、ウェブサイトの構築をし、当町の魅力を周知することで転入を促しております。

ガイドブック「K a n i eピース」では、居住環境、子育て環境、自然の豊かさや交通利便性を解説するとともに、実際に他市町村から当町へ移住してきた子育て世帯のライフスタイルなどを紹介し、町外の若者や子育て世帯をターゲットとして、蟹江町の魅力や暮らしやすさを分かりやすくアピールしております。

令和5年度には、街のこと、子育てのこと、暮らしのこと、移住者の声など、蟹江町の暮らしやすい生活環境などの魅力や情報をまとめた転入を促進することに特化したウェブサイトを構築しております。

引き続き、当町の魅力を周知し、転居を考える町外の多くの人に定住・転入候補地として考えてもらえるよう事業に取り組んでまいります。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

私もウェブサイト等拝見させていただきまして、「K a n i eピース」とかも見させていただきました。「K a n i eピース」には、蟹江の魅力についてたくさんの記載がありましたが、やっぱりこのネットで、そこにたどり着くには容易ではないのかなというふうに感じました。「K a n i eピース」に書いてあるような蟹江町の魅力をSNSなど、不特定多数の人に広報するのも一つの手段かなと思います。そもそもこの移住してきた人に対して、なぜ蟹江を選んだというのも気になります。

蟹江に移住した理由が明示されていると、今度移住したい人にとっては、有益な情報になるのではないかと思います。

移住の理由として挙げられるのは、一般的に、自然にあふれた魅力的な環境や子育てに適した環境、子供の教育、学力の向上などがあります。さらに移住先、住宅についても優先する条件があります。買物できる場所がさほど遠くないとか、持ち家である、医療機関もさほど遠くない、駅も遠くない、学校も遠くない、あとはこのような声も聞きます。引っ越し費用の補助とか、古民家の無償譲渡してほしい、という制度があるというのも声を聞きます。

そこで、蟹江町のホームページでも移住支援事業補助金というものがございました。

ここで、質問をさせていただきます。

この蟹江町移住支援事業補助金とは、どのような事業でしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました蟹江町移住支援事業補助金の制度概要についてお答えをいたします。

愛知県では、東京一極集中の是正、地方の担い手不足に対処することを目的といたしまし

て、令和元年度から当町はじめ県内の参加市町村と共同で「愛知県移住支援事業」を実施しております。

この事業は、対象を50歳以下の方で、東京23区に在住もしくは東京圏、東京圏とは埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を指しますけれども、この東京圏から東京23区に通勤する方としております。

その対象者が、当町へ移住し、かつ愛知県が運営するマッチングサイトに掲載された町内勤務地の企業に就業し、定着に至った場合に、移住支援金を支給する制度となっております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

それでは、その蟹江町の移住支援事業補助金について、現在その補助金を活用して移住した例というのはあるのでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました補助金の活用実績についてお答えをいたします。

この事業は、令和元年度から愛知県が行う支援事業と連携して取組を開始しておりますが、現在までのところ実績は挙がっておりません。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

正直私もこのサイトを見て、この要件を見たんですけれども、ぱっと見は難しい、なかなか活用しにくい、積極的には利用できないなというふうには感じました。やっぱり蟹江町としても、独自の移住支援事業を考えていただきたいなというふうには思います。誰をターゲットにするとか、SNSを使うかどうかも含めて、どのようにアプローチをかけ、広報していくかが事業の肝になると思います。

移住・定住をする上で、数ある自治体の中から何も分からないまちを選ぶことはないです。住むまちのことを調べたり、行ってみたりすることが多いのではないのでしょうか。そのようなときに、まちのことを知ることができる機会があれば分かりやすいと思います。

そこで、また質問をさせていただきます。

蟹江町に移住相談窓口、移住体験ツアーのようなものはありますでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、移住に関するお問合せや先ほどの蟹江町移住支援事業補助金に関する相談は寄せられていないのが現状でございます。

また、移住体験ツアーは実施しておりませんが、当町にまず移住してもらうためには、まずは蟹江町を知ってもらうことが大切であると考えます。

そこで、今年度は町外の方をターゲットに、当町の魅力を体験していただく蟹江町ならではのプログラム、温泉、地元の食を取り入れた旅行商品を4本造成するなど、当町の暮らしやすさと地域の魅力を広く知ってもらうための仕掛けづくりを行い、「かにえファン」の創出に力を入れているところでございます。

次年度以降も引き続き、蟹江町の取組がメディアを通じて露出が増えるよう、積極的なプロモーション活動を継続して展開していくことで、町内外への情報発信力を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

本当に蟹江町は住みやすいまち、先ほど午前にも多田議員があつたと思うんですけども、本当に住みやすいまちなので、町外から引っ越してきた人たちも声として、蟹江は住んでみたら本当に便利がいいとか、住みやすいというふうに聞きます。ぜひそのような、生の声を生かしてほしいです。自治体によっては、移住のオンライン相談会とか、移住体験できるというものがあります。実際に住んでいる人の話を聞いたりとか、体感していただくことで、より住みたいなという気持ちが芽生えたり、強くなるのではないかと思います。

それでは、続きまして、今度は空き家を活用した移住・定住促進の取組をしている自治体もあると思いますが、相続の発生や施設に入所するなど空き家が生まれます。

ここで、質問をさせていただきます。

蟹江町の空き家は現在どのくらいあるのでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、町内の空き家の数ということでお答えをさせていただきます。

現在、町としまして把握をしている空き家の件数としまして、平成28年度に空き家に関する実態調査を実施しまして、作成した空き家リストには、所有者本人も空き家と認めているもの212件と、空き家かどうか判断できないもの、358件の合計570件ございました。

その後、現在までに103件は除却され、また周辺住民からの相談などにより、新たに38件が空き家であるということが判明しておりますので、合計しますと現時点では505件を空き家として認識をしております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

平成28年度の調査に基づいて、さらに住民の方からの聞き取り等で、今把握されていると思うんですけども、また大分年数もたっているのも、また調査といいますか、アンケートといいますか、取っていただけたらなとお願いできたらなと思います。

空き家に対して、やはり解体費用をかけたくないとか、荷物を片づけるのが面倒とか、いつか使うかもしれないなどの理由から空き家が放置されます。空き家対策として、除却とか

活用、管理することが挙げられます。

ここで、また質問させていただきます。

この空き家対策として、所有者に対してどのように周知を蟹江町としてされているのでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、周辺住民に影響を及ぼすような空き家を把握した際には、所有者に対して現況の写真をつけて、文書にして適正な維持管理というものをお願いをしております。

また、倒壊や建築材などの飛散のおそれのあるような危険な空き家を除却する際の補助制度として、20万円を補助するという制度につきまして、こちらについては町広報、ホームページのほうで周知を行わせていただいております。

今後は、この除却費の補助制度についての紹介も、適正な維持管理をお願いする文書に併せて、送付をしていくようにしたいと考えております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

空き家、今大変これから課題は出てくると思いますが、あとは空き家バンクというのが全国にあると思いますが、この蟹江町として、蟹江町の空き家バンクの登録件数とか、活用事例とかも教えていただきたいです。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、空き家バンクの登録件数、活用事例についてということでお答えをさせていただきます。

まず、蟹江町の空き家バンクは、平成31年2月に愛知県宅地建物取引業協会との協定を締結し、令和2年7月1日から空き家の利活用促進対策の一環として開設をさせていただいたものでございます。

現在の登録件数としましては、先週の3月3日時点での数字になりますが、合計としては27件ございます。内訳としましては、これ空き家だけではないんですけれども、戸建て住宅の売買に関するものが3件、マンションの売買に関するものが1件、賃貸に関するものが7件、土地に関するものが売買として12件、その他のものとして売買が1件、賃貸が3件ということで計27件、掲載をさせていただいております。

この空き家の売却や賃貸をする所有者の方が、空き家マイスターなどを通して、この空き家バンクに情報を掲載して、買手・借手を募集しておる制度ですので、成約などで不要になれば情報を削除されるという形態でございますので、成約実績ですとかその後の活用状況については、把握はできておりません。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

今事例として27件ということで、先ほどの把握されている空き家としては500件ぐらいで、まだ潜在的に空き家としてあるのは多分もっと多いと思います。だからこそ、そういった空き家バンクも周知させながらいろいろと町民の方が、その所有者の方には利用していただきたいなと思います。

またここで、ちょっと質問させていただきますが、今後、この空き家を利用した事業に取り組む予定というのは、何かあるのでしょうか。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました、空き家を利用した取組についてお答えをさせていただきます。

当町では、現在空き家を利用した事業については実施しておりませんが、商店街の活性化に取り組む方を対象とした空き店舗の活用に係る補助金制度がございます。

具体的には、地場製品の販売ですとか、コミュニティづくりに寄与する取組を行っていただく方を対象に、店舗の賃借料を最大6年間にわたって補助することで、町への集客やにぎわいの回復を目指しております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

では、商店街活性化のために空き家店舗の補助ということで、また、引き続きそちらはお願いしたいと思います。

また、先ほども私申し上げたんですが、所有者の方は抵抗あると思うんですが、移住かつ定住する方に無償譲渡するという取組をしている自治体もあります。

やはり空き家を放置することにより、倒壊とか外壁が落下したりとか、ネズミが出たり、あとは害虫が出たり、不法侵入などのリスク、危険性も高まります。地域の空き家問題も解決しつつ、移住・定住を促進することをまた事業としてお願いしたいなと思います。

続きまして、次は教育の観点から移住・定住につながらないかなというふうには考えています。

質問をさせていただきます。ほかの町とは違う蟹江町にある教育の取組というのは、何かありますでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありましたことについて、お答えさせていただきます。

蟹江町では、外国の児童に対して、入学前からプレスクール事業で支援を行っております。小学校生活をよりよく過ごすことができるようにサポートを継続しております。また、入学した後も日本語指導員の配置によって実施を行っております。夏休みには、課題教室を行う

ことで取り残されることのないように、継続的な支援を行っております。

また、小中学校へスクールサポーターを配置し、複数の教員が協力して授業を行う指導が行える体制を整えることで、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、丁寧な支援を行うことができております。これが町独自の取組と考えております。

○7番 三浦知将君

やっぱり行政として、子供たちをサポートしていただき、誰一人取り残さないというのは、もう行政しかできないのかなと思います。やはり子供たちのことを思って、この学校を選択する保護者の方がどのように考えているかというふうに、ちょっと自分も考えてみたんですけども、やはり保護者の方たちは子供たちに幸せになってほしいというふうに願っていると思います。この質の高い教育を受けることにより、子供たちが成長して可能性が広がり、子供たちの明るい未来が作り上げられるんじゃないかと思います。

例えばなんですけれども、英語の話をさせていただきます。英語は公用語として、世界で多くの国で話されております。グローバルな社会を対応するためにも、英語教育が適しているというふうにも考えております。

ここで、質問をさせていただきます。

小中学校の英語教育の取組は、どのようなことをされているのでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありましたことについてお答えさせていただきます。

現在小学校3・4年生が外国語活動として週1時間、年間35時間、5・6年生が外国語の教科として週2時間、年間70時間行われております。中学校では、週4時間、年間140時間の授業が行われております。

目標としまして、外国語によるコミュニケーションによる見方、考え方を働かせ、外国語による聞くことや話すこと——会話・発表などということになります。話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考え方などを理解や表現をしたり、伝え合ったりすることのコミュニケーションを図る基となる資質・能力を育成することを目指しております。当然発達段階に応じて、内容に差はありますが取り組んでおります。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

英語教育というのが、私の時代とは違って、私の時代は中学校から英語教育だったんですけども、今は小学3年生から取組されていると思うので、やっぱりこれは英語が必要だということが表れていると思います。

例えば英検5級というのが、英語検定というのがあるんですが、これは中学1年生程度と言われます。3級が中学3年生程度と言われますが、これの蟹江町について、この英検の取得率というのも教えていただきたいです。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありましたことについて、お答えさせていただきます。

小中学校全体での英検受講者を把握するのは、ちょっと難しいということですが、中学3年生に限り英語能力に関する外部試験の調査が毎年12月頃に行われるというふうに聞いております。英検3級以上レベルの取得率での答弁とさせていただきます。

過去3年間において取得率につきましては、令和4年度20.7%、令和5年度18%、令和6年度は21.1%となりますが、外部試験を受験していない生徒についても3級レベル以上の生徒は多くいると思われます。補足ですが英検3級レベルは、中学卒業程度となると思います。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

英検だけで英語力を図るものではないというふうには重々承知しておりますが、何か蟹江町として、英検を取るという目標があると、何か意識を持って勉強したりとか、習得することができると思うので、非常に何か目標があるといい取組になるのではないかと思います。

そういった中で、教育というのはなかなかこの成果が分かりにくいと思います。英語教育の成果というのは、何かほかにあれば教えていただきたいです。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問について、お答えさせていただきます。

英語教育の成果については、確かに分かりにくいことだと思います。英語教育も含めた教育については、学習面にかかわらず、児童生徒一人一人が社会性・グローバル対応を身につけることも、教育目標の1つと捉えております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

英語って言語なんですね、苦手意識持っている人は多いと思いますが、英語を話せるグローバルな人材を育成できる町、あればとても何か魅力に映ると思います。やはり質の高い教育を理由に移住・定住を考える人もいるのではないかと思います。

ここで、教育長にお尋ねいたします。

今後の英語教育について、どのように考え、どのように取り組んでいるのかを教えてください。

○教育長 服部英生君

それでは、三浦議員の今後の英語の教育の考えと取組についてお答えさせていただきます。まず、今後の英語の教育についての考え方です。

現在、蟹江町で行われている小学校の外国語活動や中学校の外国語教科としての英語の学習においては、海部地区7市町村による海部地方教育事務協議会の外国語部会で作成された

各学年の教育課程に基づいて、授業が行われております。同じ教科書を使用していますので、どのように学習を進めていくのか、そういうことについて掲載されております。それに沿って、各先生方が授業が行っております。海部地区での英語教育の平準化がされており、それに沿って、英語教育を進めてまいりたいと考えております。

次に、英語教育への取組についてお答えをさせていただきます。

A L Tについては、他の市町村でもされてはおりますけれども、蟹江町としてはネイティブな英語に触れることを目的として3名の配置をしています。

また、県から英語の専科教員を1名、蟹江町に加配教員として頂いております。

蟹江町としましては、教育特区として英語教育を他の教科以上に力を入れて推進をしていく状況にはありませんが、舟入小学校などでは、学校裁量時間において英語に触れ合う取組を実施しています。このように学校ごとで、英語教育に力を入れて取り組んでいる学校もあります。

学校から教育委員会に英語教育に関する要望事項があれば、可能な限り支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○7番 三浦知将君

ありがとうございます。私も英語が大事だというふうに言っているのですが、最近英語をちょっと毎日聞いて英会話をやっているんですけども、やっぱり私も来年にはちょっといろいろ外国の方としゃべりたいなと、どんどんしゃべっていくんですけども、やっぱりネイティブの方と触れ合ったりとか、英語に触れる機会というのが非常に日本って少ないと思うんですね。だからこそ今、いろいろ学校が取組していることを子供たちにどんどん英語教育で取り組んでいただけたらと思います。これからの変化の激しい時代、やっぱり生き抜いていくためにコミュニケーション能力も1つの大事なツールだと思います。今では、翻訳機というのも発達しているんですけども、やはり自分の言葉でコミュニケーションを取ることが必要だと思います。さらには、英語教育、英語を習得することによって、仕事が就職とか昇進に有利だったりとか、情報収集するにせよ最新のニュースが英語で手に入ったりとか、あとは文化とか、エンタメで映画・音楽・本をそのまま楽しめたりとか、国際交流も外国人と交流できるということで、英語を学ぶことでより多くのチャンスを手に入れることができると思います。

最後の質問になりますが、今後こういったまちの魅力を創出する上で、今後の蟹江町として、移住・定住の人が多くなるような取組というのは、どのように考えて、どのようなことをやっていくのか、というようなことを教えていただきたいです。

○副町長 加藤正人君

それでは、私からご答弁申し上げます。

当蟹江町は地域特性を考えますと、首都圏等からいわゆる田舎暮らしを希望する人を集めるというのではなくて、転勤、結婚、出産など様々な理由で住み替えを考えている方々に転入先として選んでもらえるようにすることが、基本ではないかと思っているところでございます。

先ほどの答弁いたしました転入促進ガイドブックにつきましても、こうした考え方の下で、主に蟹江町の生活面での魅力を伝えるとともに、配布先についても、三重県も含めた周辺地域を主なエリアとしているところでございます。

今後もターゲット層に伝わるよう内容、方法を工夫しながらプロモーションを考えていきたいと思っているところでございます。

また、転入先を選ぶ場合に、交通や生活の利便性、あるいは町の雰囲気、近隣の環境など様々な要素をやはり総合的に判断するというふうに思っておりますけれども、それらは一言で言えば、まちの魅力であり、まちづくりそのものであるのかなというふうに、思っています。

町民の方が実際に住んでよかったと思うような町、暮らしやすい魅力のあるまちづくりを進めていくことが、定住促進の大前提になるのかなというふうに思っているところでございます。

昨年実施した総合計画の後期基本計画の住民意識調査がありますが、それによりますと「蟹江町が住みやすいまちだと思いますか」という問いに対しまして、「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」という回答を合わせると7割を超えています。2割が「どちらともいえない」ということで、住みにくいという回答は1割以下ということであります。

また、この意識調査では、蟹江町に対してどういった点でよい印象を持っているかとか、あるいは改善すべきこと、さらに伸ばしてほしいところは何かなども尋ねておりまして、そうした内容も参考に、来年度目指して現在計画策定作業を進めているところでございます。

策定はこの後期基本計画に基づきまして、町民の方に引き続き住みやすいと思われるような魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えておりますし、そうした情報発信が転入促進にもつながるだろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございました。

やっぱり住民の方のアンケートで、実質もう9割ぐらいは満足しているような感じはしますし、やはり蟹江町ってすごくポテンシャルが高い町だなとか、そのようには思います。だからこそ、移住・定住したくなるようなまちの魅力をやはり蟹江町としても創出していただきたいし、もし必要であれば、民間と一緒に作り上げていただきたいですし、それをま

たくさんの方に発信することをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で三浦知将君の質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、政策推進課長、ふるさと振興課長、教育課長の退席と安心安全課長、健康推進課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午後2時26分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時27分)

○議長 水野智見君

質問7番 富田さとみさんの「災害時の医療体制について」を許可します。

富田さとみさん、質問席へお着きください。

○10番 富田さとみ君

10番 新生クラブ 富田さとみです。

議長に許可をいただき、「災害時の医療体制について」通告書に沿って質問いたします。よろしくお願いいたします。

今回、蟹江町の災害時での医療や体制、取組などについて質問させていただきます。

災害時医療として、現在の体制が取られるようになったのは阪神大震災後と聞いております。混迷を来した未曾有の被害に、お医者様の中では命の選択をせざるを得ない状況を経験、体験したことが大きく影響したそうです。情報の錯綜の中で、混乱状態が続いたそうです。そうした経験から、医療機関が混迷の中でも機能するため、多くの命を救うため先生方が奮闘され、今現在につながり、支援・医療体制が整ってきたと理解しています。

さて、ここで蟹江町の災害が起きたときの役割や体制などを伺ってまいりたいと思います。

発災後、被害が大きくなった場合、重症の方は指定病院へ搬送され治療が行われます。中等程度の負傷者や病気を抱えている人々の治療はどうなるのか疑問を抱き、質問させていただくことになりました。

では初めに、蟹江町の災害時での医療体制についてお聞かせいただきたいと思います。

南海トラフ地震など大きな災害に見舞われ、ここ蟹江でも被害が大きくなった場合、支援を求め、DMATや海部医師会の支援活動が行われる体制が取られるとあります。

蟹江町の役割はどのようになっていますか。初動からの動きについてもお聞かせください。また、風水害、地震、南海トラフなどに対応が分かれておりますが、その違いについてもお願いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、蟹江町の災害時における医療体制についてお答えさせていただきます。

風水害、地震津波、南海トラフ地震ともに、同じような形になりますが、必要に応じまして町は救護所を設置し、津島医師会及び海部医師会、津島歯科医師会及び海部歯科医師会、津島海部薬剤師会等に対して協定に基づく協力を求め、避難所等における医療ニーズの把握に努めることとなります。

また、医療提供体制の確保のため、2次医療圏域——海部医療圏域とも言いますが、保健所である津島保健所が設置いたします保健医療調整会議に、町として参画いたします。その中で、避難所等の医療ニーズの把握、分析を行い、医療チームの配置や患者の搬送、医薬品の供給等の調整を行うこととなります。

さらに、医療体制整備が必要な場合には、町といたしましては、この保健医療調整会議でニーズをお伝えし、調整を図るとともに地域の中核災害拠点病院であります海南病院等の支援を受けることとなります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

防災対策に大きな違いはないということ、蟹江町では、蟹江町に災害時には支援を要請、支援体制のために準備を滞りなくすることが災害時での最大な蟹江町の役割となるわけですね。では、救護班が本部長の指揮の下、活動を開始されるとありますが、その救護班内で蟹江町の職員も含まれどのような活動をされるのでしょうか、教えてください。

○安心安全課長 森 実央君

救護班の中に蟹江町の職員も含まれて活動するのかなど、というところについてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と少し繰り返しにはなりますけれども、救護所につきましては必要に応じまして、災害対策本部にて設置が徹底されます。海部医師会等の派遣を要請して、設置場所となる保健センターの職員と共に活動することとなります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。蟹江町の主な役割は、支援が滞りなく進むよう準備を進めていくこと重要であると理解できました。被害の情報収集も含め重要だと思います。

では、次に災害時において海部医師会との連携について、先ほどほかの医師会のことも言われましたが、それについて教えてください。

総合防災訓練などでは、関係団体がそれぞれに多種多様な訓練が実施されています。

医師会のブースでは、トリアージを活用した訓練が行われているのを拝見したことがあります。

ます。

蟹江町と医師会の先生方と災害を想定した訓練や話し合いなどは行われているのでしょうか。
また、災害時にはどのような連携ができていますのか、お教えてください。

○健康推進課長 小澤有加君

それでは、災害時における海部医師会との連携についてお答えいたします。

先ほど安心安全課長の答弁にもございました、保健医療調整会議が担います調整機能や運営体制等について検討する地域災害医療部会が開催されています。この部会に位置づけられておりますワーキンググループにおきまして、令和6年度今年度は、医療救護所のレイアウトをテーマとして取り上げられており、この中に地域災害医療コーディネーターの医師との連携が図られております。

訓練での連携につきましては、蟹江町総合防災訓練のほか海部地方総合防災訓練におけるトリアージ訓練、大規模災害時の医療救護活動訓練を実施しております。また、災害時の連携といたしまして、先ほどからも答弁させていただいたとおり、津島市医師会及び海部医師会と海部7市町村とともに締結をしております災害時の医療救護に関する協定に基づきまして、医療救護班の派遣要請をし、救護所や避難所などで活動をしていただきます。また、さらに急迫した事情があつて、医療施設での救助を行う必要がある場合は、会員の医療施設の利用についても協力が得られるよう取り計らうことになってございます。

町といたしましては、この協定に基づき、協力を求め医療救護所を設置、運営してまいります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

基本、医師会の先生方が蟹江町へ要請をして、各地域の被害状況により医師会の協力が得られ、治療が開始され重症かつ重病の場合は災害指定病院などへ搬送されるわけですね。

災害が大きくなればなるほど避難者も増大します。中には負傷されている方や病気の方も多く含まれていることを想像できます。蟹江町は、医療関係者がスムーズに活動していただくために準備を進めているということ理解できました。ありがとうございます。

では次に、蟹江町のお医者様も海部医師会の要請で活動に出向くこと、参加することもあると伺いました。しかし、災害時にも医院やクリニック、病院は開院可能な状況では、診察をしていただけると頼もしい声もお伺いすることができました。

蟹江のお医者様方との災害時に連携が取れる体制はあるのでしょうか。災害が起こった場合は、想定したお話し合いや検討する機会はあるか、お教えてください。

○健康推進課長 小澤有加君

それでは、蟹江町内の医療機関との連携についてお答えいたします。

連携の範囲につきましては、海部医師会との連携にとどまっております。また、各医療機関での医療の提供は、それぞれの状況に応じて医療機関が判断をして運営されることとなります。

町といたしましては、緊急連絡先としての窓口や日頃の連携調整で把握している窓口を通して、診療状況の把握に努め、災害時の医療体制整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。きちんと連携が取れていること、ありがたく思います。

蟹江町では、災害時に医療拠点、救護所となるのは西之森の保健センターとあります。

医療拠点としてどのような役割で、どのような準備や整備がされているのでしょうか。医療拠点として、蟹江センターが開設されるのは、発災後のどの時点でしょうか。町民への発表はいつでしょうか。また、この質問は具体的に通告書に入っておりませんが、教えていただきたいと思います。

また、保健センターまでは距離が離れている方が徒歩で向かうことが困難、または、車での移動が制限された場合にも、医療拠点がほかの地区にも点在していると、利用しやすいと思いますが、ほか地区の医療拠点の救護所設置のご検討はあるのでしょうか、お教えてください。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、災害時における救護所の役割とか、保健センター以外の医療拠点は置かないのかということについて、お答えさせていただきたいと思います。

まず、救護所の役割等につきましては、中等症や重症患者の応急処置の後、対応医療機関へつなぎ搬送をします。また、軽症患者の処置を行うこととなります。その設置等の情報につきましては、災害対策本部から発表されます災害関連の情報とともに、ホームページや避難所等で周知をされることになると考えております。

また、災害時におきましては、町内の医療救護体制の資源は大きく制限されることが予想されます。限られた資源を有効活用するためにも、まず初めに保健センターに拠点を置き、保健センターを中心とした救護所の対応を活動することとなります。活動していく中で、必要に応じまして他の施設での設置についても検討していくことになると考えております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

保健センターは、災害時にも機能できる設備になっていることも分かりました。そうした機能を備えた設備を新たにということは、なかなか難しいわけですが、先ほどもご返答いただきまして安心いたしました。

しかし、西之森の保健センターへ行きたくても行けないなど、距離などについて今後の課題もあるかと思えます。

また、救護所開設の発表などは、各町内への伝達も先ほどはホームページ等で発表とありましたが、各町内への伝達もやっていただけたらと、その当たりのご検討もお願い申し上げます。

では、蟹江町はふだん穏やかな水郷のまちとして知られています。町でも108の橋をクローズアップしたPRがされています。しかし、地震などの災害で、橋の崩落など危険も懸念されます。主要道路の寸断などといった想定外のことが起こった場合の対処・対応、また、災害の指定病院は海南病院と津島市民病院の2か所と伺いました。たどり着けない状況など想定外のことが起こることも考えることが必要と考えます。いかがでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

蟹江町への支援体制の機能がしない場合についてお答えしたいと思います。

町の設置する救護所での対応が困難、または対応しきれないと判断される場合には、県を通じまして、救護班の派遣等の要請を行うとともに、災害拠点病院、DMAT——災害派遣医療チームのことですが、あと自衛隊等の活動による広域医療連携により、蟹江町以外の医療機関及び救援隊などに支援を要請することになります。

また、海南病院や津島市民病院などの地域の災害拠点病院につきましては、状況にもよるとは思いますが、原則といたしまして、かかりつけ医であるとか、救護所、救急車等の医療機関等の判断により搬送されるものと考えております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。検討よろしく願いいたします。

では、次にお聞きしたいのは、重い病気を抱えられている方への対応などについてです。

透析をされている方は、災害時には行きつけの病院に行けない状況に不安も感じ、実際に直面した場合の対応、救援や支援などはあるのでしょうか。搬送体制や受入れ体制などはいかがのでしょうか。

○健康推進課長 小澤有加君

それでは、透析などを受けられている重いご病気を抱えられている患者さんへの対応等についてお答えいたします。

災害時の医療体制確保のため、保健医療調整会議へ町として参画をすることは、先ほどご説明させていただきましたが、特にこの保健医療調整会議には、透析の専門医の組織であります愛知県透析医会が構成員として位置づけられております。この会議で、透析などその他病状に合わせて、医療機関へのつなぎなど調整を図ってまいります。

また、平常時におきましては、患者様やご家族様とかかりつけ医やホームドクターなどを

通じてご相談をいただき、具体的な対応をあらかじめ準備していただくことも、有事の際の不安を和らげ、安心していただけることにつながると考えております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

災害時の対策について、先ほど主治医と話し合っておくことや、災害時対策マニュアルの確認など、患者様自身またご家族も改めて知っておくことが重要となります。これは健康な方も含め、お薬手帳や常備薬などの携行が必要と思いました。災害時でも自力で病院へ行きたい方への情報提供などはあるのでしょうか。災害指定病院は、この地区で海南病院と津島市民病院と伺いました。ここは重症者で手いっぱい状況でしょうか、ほかの受入れ可能な病院などの情報も伝わるようになれば、町民の中には、その情報を基に利用することも選択肢の1つと考えますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、病院等の情報提供についてお答えをさせていただきたいと思います。

専門病院等の把握やご自身で病院等へ行ける方への情報提供につきましては、災害時でもできる限り情報収集をいたしまして、救護所などで必要に応じて情報を提示し、また、ご相談にも応じることも可能になる場合もあると考えております。

平時における情報提供、活用につきましては、医療機関の情報につきましては町のホームページでの周知に加えまして、保健センターの開庁時間内でありましたら、ご相談に応じることも可能と思っております。

また、救急医療情報センターやあいち救急医療ガイドについての情報を、毎月の広報誌にも掲載しておりますので、ご活用いただければと思います。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。情報がいただけるということで安心いたしました。

透析をされている患者様はそれぞれ違うそうです。症状により透析の内容が替わり、100グラム単位で治療が替わるそうです。その患者さんに対応マニュアルが説明とともに、月ごとに渡されるそうです。透析を3日以上空けることは命の危険も及ぶということです。そうした方々には、幾らマニュアルがあっても不安は拭えないものです。

病院が治療可能などそういった情報の重要性を今後もお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

では、次に医薬品や衛生用品などの確保についてお伺いいたします。

災害後に要請して届けていただくようになっているようですが、ほかにも被災する中で、支援の遅れや搬入も難しい場合、町に確保・保管されていれば、要望する医院などに配布して

先生方が治療に専念できる環境ができると思いますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、医薬品、その他衛生用品の確保についてお答えをさせていただきます。

救護所といたしましての医薬品や衛生用品の備蓄はしております。また、各避難所におきましては、救急箱、救急用資材も若干ではありますが備えてはおります。

しかし、十分ではございませんので、加えまして津島海部薬剤師会と「災害時の医療救護及び医薬品等の協定書」を締結しておりまして、災害時の円滑な医療救護活動のため、医薬品等の供給、保管、管理、服薬指導等への支援を要請することとなっております。この支援を受けながら、必要な物資を確保していくことで、可能な限り、医師の先生方が治療に専念できる環境を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

医療品の確保には多額の予算が必要で期限もあり、難しい提案であるとは思いますが。非常食や飲料水のように期限が迫ると町民へ配布するというわけにもいかないと理解できます。ここでは、町内会などで災害を考えると、消毒や包帯などといった衛生用品なども備えの中に加えることも必要なことではないかと考えます。

個人では、常備薬・衛生用品に加え風邪薬・鎮痛剤など取りそろえることも必要になってくるかと存じます。

私が住んでいるニューシティ蟹江町内会では、消毒や包帯やガーゼ類を、応急手当に必要な備品など、また担架や車椅子なども取りそろえております。そういった備品を使い、防災訓練などで応急手当の実演を実施しています。こういったことが、日頃からの備えになっていると思います。住民の自助と共助が災害時に最大限に生かされること、実践して続けております。

避難所には、救急箱も設置されているそうですが、今後もさらなる充実化を望みます。

では、今回ご質問させていただいた災害医療というのは、大変規模が大きく文面では分かりにくい点もありましたが、丁寧に打合せも含めお答えいただき、理解できた点も多くありました。小さな町、蟹江町だからできることがあるのではないかと思います。災害時には支援を待つこと、支援が順調に進むための準備を万全にすることが、町の一番の役割であることを知りました。

しかし、想定外だったという言葉をどの災害後にも聞くことです。ここ蟹江町において、想定外だったをより少なくしていければと思います。

最後に、町長にお伺いいたします。

嘱託員として、各町内会長、区長が参加する防災会議が毎年開催され、その年に開催され

る防災訓練などについて話し合われます。会議内で災害時での情報伝達方法や伝達内容、負傷者についての把握などについても加えていただければと思っておりました。こうした話し合いの場や機会を、分野を超えた形で構成し、災害に備えるための意見の交換と知恵を結集できないでしょうか。話し合うことで、今後のやるべきことが見えてくることにつながればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

すみません、求められてもいないのにしゃべるつもりはなかったんですけども、る富田議員にいろいろな話を聞かせていただきました。先ほどから、お話をさせていただいていますように、やっぱり自助、これをまず絶対コアに置いていただきたいというのは、どこの自治体の首長も一緒だと思います。間違いなく公助はさせていただきます。そこにいろいろな要因が入っていきます。想定外ということは、私も言いたくありませんが、想定外以上の災害が来る場合もあります。ですから、100%それに対応できるかどうか分かりませんが、しっかりとした医療体制の中で、皆さんかかりつけのお医者さんと絶えず情報を共有しながら、シュミレーションを描いていただくというのも、大変必要なことだと思っています。それから、31町内会があります、自主防災会組織もそれぞれ横のつながりではなくて縦のつながりもしっかり持って、情報の共有ができればなど、こんなことをまた話をさせていただければと思います。ただ、個人情報という問題がありますので、考え方によっては立ち入られたくない方もお見えになるようであります。大変難しい問題ではありますが、しかし、一たび災害が起きれば、判断間違いで貴い命が消えてしまうという、とんでもない状況にだけはさせたくないなということを思っております。我々役場の職員一同、当然公助に力を入れますが、まず、自助・共助、これをしっかり心の中で構えていっていただければ、どんな対応もできるというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○10番 富田さとみ君

失礼いたしました。ありがとうございました。

災害が起きないことを祈りますが、蟹江町全体で防災・減災に高い意識を持ち、備えが行えるよう町長に引っ張っていただきたく、質問させていただきました。

垣根を越えた話し合いの場も、1つの選択肢として防災の試みにしていただき、災害に備えていただきたく存じます。

ここまで、蟹江町の災害時医療についてお伺いしました。重症の方以外の方々へ医療は蟹江町、町内で漏れなくできるのではないかと思います、質問させていただいたわけですが、被害が大きくなればなるほど支援を待つことが重要ということでした。

蟹江町では、支援が漏れなく行き渡るように準備を万全にしていく役割、そのためにも被害状況把握をいち早く集約して支援につなげること、また、住民一人一人が自分の命を守る行動・備えを、ということでありました。

東北で伝わる「いのちてんでんこ」という考え方を再認識させられました。持病のある方は、ご家族の方は、有事の際に対応できるように主治医と話し合っておくこと、薬やお薬手帳携行の重要性を再確認させていただきました。

しかし、これから起きるであろう災害に立ち向かうための経験値はゼロに等しい私たちです。防災訓練やワークショップなどで防災学習を繰り返す、それに加え応急手当やAEDを使った救命救急講習など機会を増やしていただくこと、そして負傷者を減らすことにつなげていくこと、そして家や建物の耐震化、家具の固定やガラス飛散防止といったそもそもけがをしない工夫をしていくことが基本だと理解できます。被害をできるだけ最少につなげる経験を繰り返すことが重要だと考えております。

東日本大震災が起こった日、明日3月11日、14年目を迎えることになります。今、改めて災害に備えることを個人、地区、町内会、区会、また、町が能動的に取り組んでいくべきと考えます。

防災のことは、後になりがちですが、皆で知恵を出し合い、災害に強い蟹江町を目指していきたいと思っております。

今日はありがとうございました。

質問を終わらせていただきます。失礼いたします。

○議長 水野智見君

以上で富田さとみさんの質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後2時58分)